第 2 章　ごみ処理の基本方針と今後の取り組み

第 1 節　基本理念

1.1　ごみ処理の基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄物の社会の在り方や国民のライフスタイルが見直され、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 5 月に「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」（以下、「循環基本法」という。）が制定された。

本町では、生活環境の基本的な問題であるごみの分別や資源のリサイクルなどについて、循環型社会を構築するために、従来の発生したごみを埋めるという処理・処分の方法を改め、ごみの排出量を可能な限り削減するとともに、環境への負荷を最小にするという考え方に基づき、町民一人ひとりが理念から実行へと歩み出している。

さらに、国の「環境基本法」及び「循環基本法」の理念である『排出抑制（リデュース：Reduce）』、『再使用（リユース：Reuse）』、『再資源化（リサイクル：Recycle）』の 3R に取り組んでいるが、今後は「不要なものは買わない・断る（リフューズ：Refuse）」という積極的な考え方を含め、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

※なお将来推計に係る年度表記は、年号と西暦を併記する。

「循環型社会形成の構築」

町民の生活習慣や社会構造を根本から見直して、環境負荷の少ない社会を構築するため、「Reduce・Reuse・Recycle」の 3R を基本理念とし、町民、事業者、行政の協働によるごみの減量及び再資源化の推進を図り、子どもたちが夢と希望をもって、安心で美しく住みよいまちづくりを目指す。

町民、事業者、行政

「施策の方向性」

1　町民、事業者、行政の役割に応じた取り組み

各活動主体が、それぞれの役割に応じて行動し、ごみの排出抑制と資源の循環に取り組む

2　廃棄物の減量化

本町のごみ排出量は、人口が減少しているのに反し横ばいになっている。ごみ排出量の減量化のためには、町民一人ひとりが日常生活における排出抑制と減量化に取り組む。

3　資源リサイクルの推進

資源ごみの有効的な回収を行うために、資源ごみ保管施設やストックヤードなどの施設整備の検討を行うとともに、行政区や子ども会などによる集団資源回収の推進と町の巡回収集の活用を促進し、使い捨てをしないという町民意識の醸成を図る。

4　一般廃棄物処理に伴う環境汚染を未然に防止するため、地域住民、事業者などの協力の下、長期的な視野で適正な処理を図る。また、産業廃棄物については、許可権者である北海道と連携を取りながら適正な処理体制が図られるよう指導・監視を行う。

図 2.2.1.1　基本計画の概念図

＊．3R

リデュース（Reduce　排出抑制）　→　ごみが出ない方法を考えながらごみを減らす。

リユース（Reuse　再使用）　→　形を変えずにもう一度利用する。

リサイクル（Recycle　再資源化）

→　ごみを再資源化する。一般家庭で行う分別は、このリサイクルのお手伝い。

第 2 節　基本方針

2.1　ごみ処理の基本方針

循環型社会形成の推進に向け、町民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割と責任において、ごみの減量化や資源化並びに適正な廃棄物処理に取り組み、3R を推進すべく基本方針に沿った施策を行う。

①　ごみ処理の推進

ごみになるような不要なものは、「買わない・売らない・作らない」がごみの発生を抑制するものであり、生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要になったごみについては、再資源化に向けて町民、事業者、行政の協働の下、発生抑制の推進に努める。

②　ごみ排出の抑制

発生したごみについては、町民や事業者が責任を持って減量化に努め、「リユース」・「リサイクル」に取り組む。

③　資源化の推進

可能な限り分別し、巡回収集、拠点回収及び集団回収のほか、店頭回収・法定リサイクル（家電リサイクル法）資源物の分別収集などの再資源化を図る。

④　環境負荷の軽減

ごみとして排出されたものについては、温室効果ガスの削減に配慮するなど、環境への負荷を軽減する安全かつ適正な処理・処分を行うためのシステム構築に努める。

⑤　広域的共同処理

中空知衛生施設組合の運営の下、広域処理を効率的に行うため、本町のごみ処理における分別の徹底指導の強化に向けて、町民、事業者、行政が一体となって取り組む。

⑥　効率的なごみ処理

安定した収集・運搬を維持し、快適で安全な生活環境を保全するとともに、効率的な収集・運搬・処理に向けて、ごみを排出するためのルールづくりの見直しと指導の徹底を行う。

⑦　最終処分

ごみの排出抑制と資源化を推進し、最終処分量を削減する。また、衛生的で安定した最終処分場施設を維持していくために、徹底した分別と減容化対策に努め、既存施設の延命化に取り組む。

第 3 節　ごみの発生量及び処理量の見込み

3.1　ごみ処理計画の目標

目標年度は通常、概ね 10 年から 15 年先において設定することとされているため、本計画においても 15 年間の平成 45（2033）年度までに設定する。

また、概ね 5 年毎に見直しを行うものとし、中間目標年度を平成 35（2023）年度及び 40（2028）年度として設定する。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、その都度、見直しを行うものとする。

○ 計 画 期 間 ； 平成 31（2019）年度～平成 45（2033）年度（15 年間）
○ 中間目標年度 ； 平成 35（2023）年度、平成 40（2028）年度（5 年毎の見直し）

(1) 人口推計

ごみ処理基本計画における人口推計は、「新十津川町長期人口ビジョン」に基づき、平成 45（2033）年度人口を『5,760 人』と推計する。

(2) ごみ発生量の予測

ごみ発生量の予測は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間におけるごみ排出量実績を基に、家庭系一般廃棄物（収集ごみ、直接搬入ごみ）は 1 人 1 日排出量原単位を、事業系一般廃棄物（許可搬入ごみ、直接搬入ごみ）は年間のごみ発生量を統計的手法により、それぞれ推計する。

(3) ごみ処理量の予測

ごみの区分別処理量は、直近年度の区分別処理量がこのまま推移するものと考え、近年の実績を基に発生量に対する各ごみ処理割合を算出し、生ごみ・一般ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理量を設定する。

(4) 資源回収量の予測

リサイクル率において、国が示す目標値及び北海道が定める基本方針は、既に達成されており、既に資源ごみに対する区分意識が確立されている状況にある。よって、本町ではこの分別意識の継続を町民に促す活動を続けながら、平成 45（2033）年度に向けては、資源回収率の維持に努めるものとする。

表 2.2.3.1　ごみ排出量の予測

（単位：人、t/年）

		平成 29 年度 （2017）	35 （2023）	40 （2028）	45 （2033）
計画収集人口		6,702	6,400	6,060	5,760
ごみ総量		1,897	1,819	1,719	1,635
	家 庭 系	1,431	1,363	1,269	1,190
	事 業 系	330	335	335	335
	資源回収	136	121	115	110

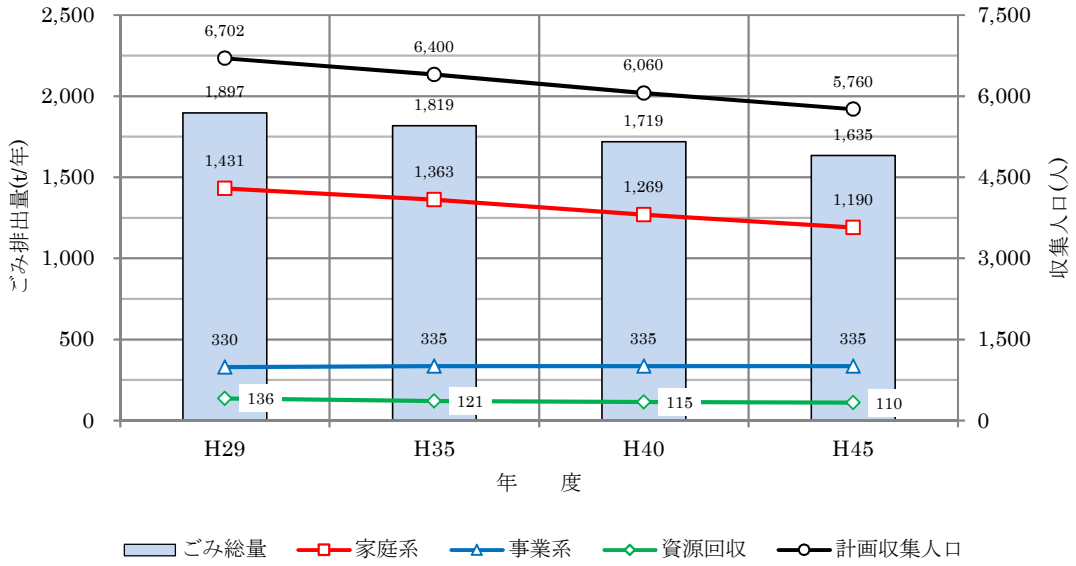

図 2.2.3.1　ごみ排出量の予測

3.2　人口の将来予測

ごみ処理計画の人口は、以下に示す推計方法の決定方針に基づき、平成 45（2033）年度人口を『5,760 人』と推計する。

表 2.2.3.2　一般廃棄物処理基本計画における人口

（単位：人）

年　　度	計画人口	備　　考
平成 29 年度 （2017）	6,702	現状（9 月 30 日）
35 （2023）	6,400	中間目標
40 （2028）	6,060	中間目標
45 （2033）	5,760	目標年度

＊．平成 29 年度現状人口は、「北海道総合政策部地域振興局市町村課調」の 9 月 30 日現在の人口を示す。

＊．平成 35・40・45 年度の推計人口は、新十津川町人口ビジョンの町独自推計値を比例按分して 10 人単位で整理した人口とする。

【人口ビジョンの推計人口を採用する理由】

① 人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。

② 人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要があるとされている。

③ よって、まちの施策の基礎となっている人口ビジョンの推計人口がもっとも信頼性のある推計であると判断し、これを採用することとする。

表 2.2.3.3　一般廃棄物処理基本計画における人口推計結果

（単位：人）

年　　度	推計計画人口	備　　考
平成29（2017）年度	6,702	現状(住民基本台帳　9 月 30 日)
30（2018）	6,730	
31（2019）	6,670	
32（2020）	6,600	人口ビジョン 6,602 人
33（2021）	6,530	
34（2022）	6,460	
35（2023）	6,400	中間目標
36（2024）	6,330	
37（2025）	6,260	人口ビジョン 6,261 人
38（2026）	6,190	
39（2027）	6,130	
40（2028）	6,060	中間目標
41（2029）	6,000	
42（2030）	5,930	人口ビジョン 5,929 人
43（2031）	5,870	
44（2032）	5,810	
45（2033）	5,760	目標年度

＊．推計計画人口の平成 29 年度は住民基本台帳人口で、H32・37・42 は『新十津川町人口ビジョン予測人口』を示し、その他の人口は新十津川町人口ビジョンの予測値を年度按分比により推計している。

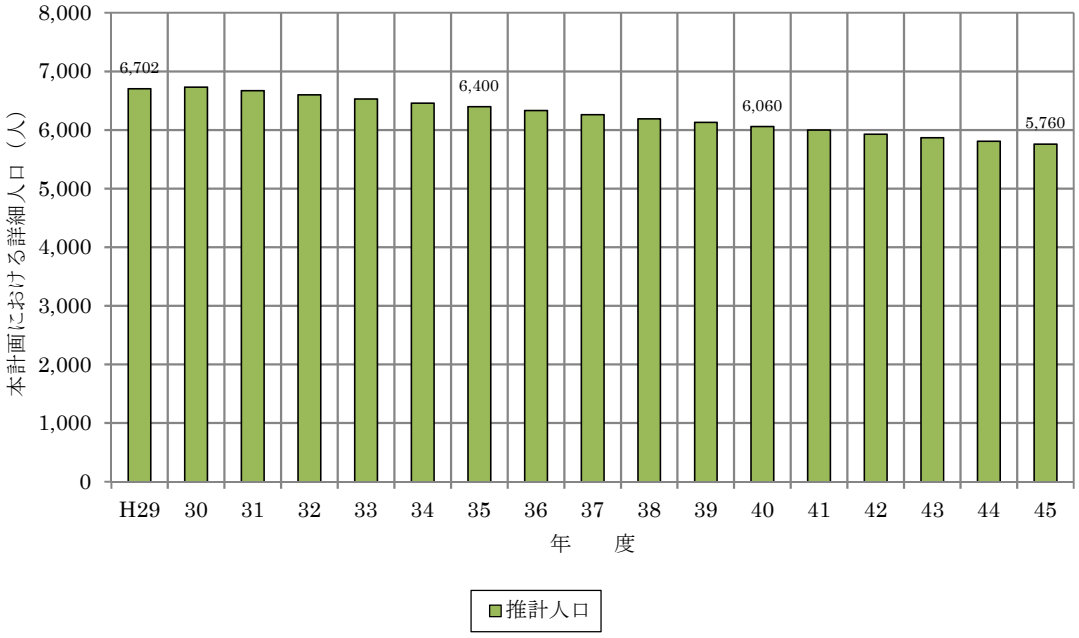

図 2.2.3.2　一般廃棄物処理基本計画における人口推計結果

以下に、人口推計の考え方を示す。

(1) 各種推計結果

下記に、各種推計結果を示す。なお「国立社会保障・人口問題研究所」は以下「社人研」と表記する。

表 2.2.3.4　社人研と住民基本台帳などによる推計値の結果

（単位：人）

年　　度	社人研推計値 (H27Base)	住基実績推計値 （指数式による）	人口ビジョン （～2060(H72)）
平成 29 年度 《2017 実績値》	(6,702)	(6,702)	(6,702)
32（2020）	6,350	6,480	6,600
35（2023） 《中間年度》	〈6,050〉	6,260	－
37（2025）	5,840	6,120	6,260
40（2028） 《中間年度》	〈5,530〉	5,920	－
42（2030）	5,320	5,780	5,930
45（2033） 《目標年度》	〈5,020〉	5,590	－

＊．社人研推計値は、国勢調査結果に基づく社人研による将来人口推計値で、〈　〉内人口は、公表推計値の単純按分による人口推計値。
＊．住基実績推計値は、H20～29 の住民基本台帳（9 月 30 日）人口に基づく将来人口推計値で、人口推計式の内、最も相関係数が高い指数式による人口を 10 人単位で示す。
＊．新十津川町人口ビジョンは、本ビジョン p36 人口を 10 人単位にして示す。

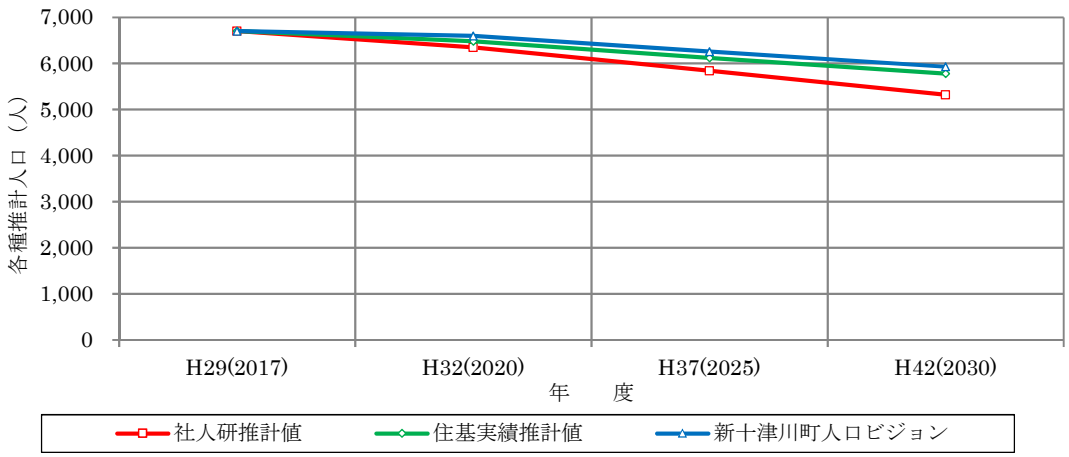

図 2.2.3.3　各推計値の人口推移

① 社人研による新十津川町の将来推計人口

下表は、平成 30 年に社人研が推計した資料を示したものである。

表 2.2.3.5　人口の推移（年齢 3 区分）～各年 10 月 1 日現在

（単位：人）

区　　分	平成 7 年 (1995)		平成 12 年 (2000)		平成 17 年 (2005)		平成 22 年 (2010)		平成 27 年 (2015)	
総人口（実績）	8,363	構成比	8,067	構成比	7,684	構成比	7,249	構成比	6,831	構成比
年少人口 (15 歳未満)	1,292	15.4%	1,127	14.0%	959	12.5%	858	11.8%	755	11.1%
生産年齢人口 (15～64 歳)	5,253	62.8%	4,905	60.8%	4,468	58.1%	3,936	54.3%	3,443	50.4%
老齢人口 (65 歳以上)	1,818	21.7%	2,035	25.2%	2,257	29.4%	2,455	33.9%	2,631	38.5%

資料：国勢調査

区　　分	平成 32 年 (2020)		平成 37 年 (2025)		平成 42 年 (2030)		平成 47 年 (2035)		平成 52 年 (2040)	
総人口（推計）	6,354	構成比	5,842	構成比	5,317	構成比	4,815	構成比	4,315	構成比
年少人口 (15 歳未満)	651	10.2%	544	9.3%	464	8.7%	395	8.2%	346	8.0%
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,992	47.1%	2,648	45.3%	2,300	43.3%	1,953	40.6%	1,594	36.9%
老齢人口 (65 歳以上)	2,711	42.7%	2,650	45.4%	2,553	48.0%	2,467	51.2%	2,375	55.0%

資料：社人研「日本の市区町村別将来推計人口」

＊．国勢調査の人数は「不詳」を除いているため、総人口に不整合がある。また、社人研推計値は、年齢区分ごとに推計値を合算しているため、総人口と各区分の合計値が合わないことがある。

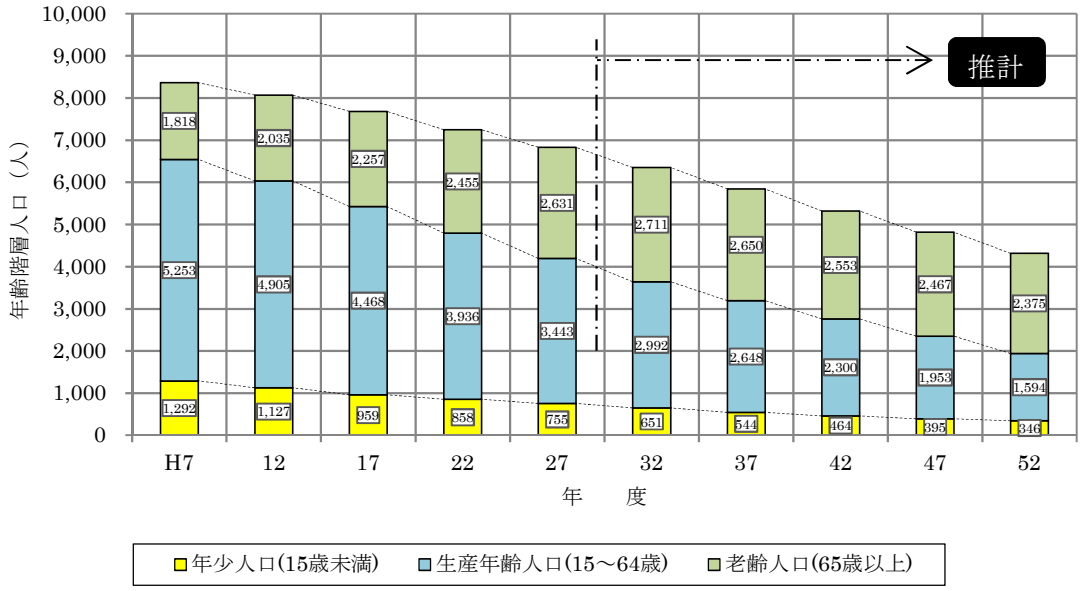

図 2.2.3.4　新十津川町の推計人口の推移

② 住民基本台帳による新十津川町の将来推計人口

住民基本台帳による人口推計は、平成 20～29 年における各年 9 月 30 日現在人口に基づき推計する。

表 2.2.3.6　住民基本台帳による各年人口

年　　度	行政人口（人）	年　　度	行政人口（人）
平成 20 年度	7,437	平成 25 年度	6,996
21	7,353	26	6,917
22	7,271	27	6,895
23	7,156	28	6,787
24	7,065	29	6,702

表 2.2.3.7　行政人口の推計結果

トレンド推計式	回帰係数と式形	相関係数	推計値(H45)
直線式	$y= -80.260606\chi+7499.33333$	0.9956	5,413
分数式	$y= 732.972426(1/\chi)+6843.2147$	0.8326	6,871
ルート式	$y= -342.14812\times\chi^{(1/2)}+7826.64792$	0.9932	6,082
対数式	$y= -321.02778LN(\chi)+7542.7936$	0.9641	6,497
べき乗式	$y= 7552.99482\times\chi^{-0.0452407}$	0.9606	6,518
指数式	$y= 7508.92671\times0.98870393^{\chi}$	0.9963	5,589
採　用	指　数　式	0.9963	5,589

＊）最も相関係数の高い「指数式」における値を採用する。

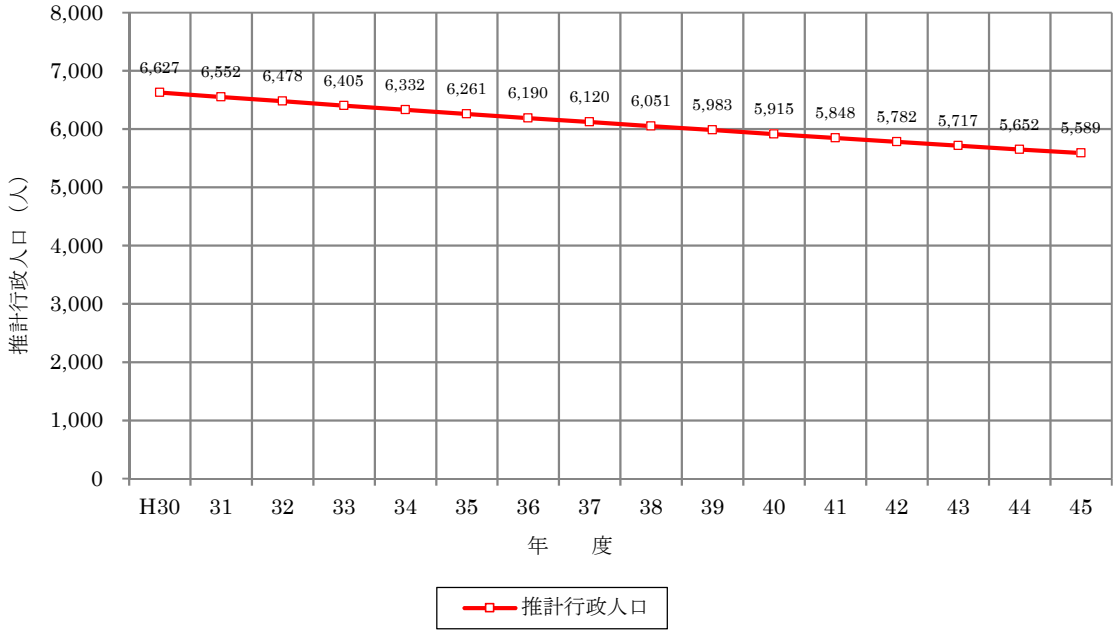

図 2.2.3.5　住民基本台帳に基づく新十津川町の人口推移

③　新十津川町ビジョンにおける将来人口推計

新十津川町人口ビジョンは、本町における人口の現状を分析し、人口減少を巡る問題に関する町民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するために策定している。

本ビジョンでは、国の長期ビジョン及び北海道の人口ビジョンにおける 2030 年及び 2040 年の合計特殊出生率の目標値 1.80 及び 2.07 を勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえ次の考えの下、仮定値を設定し、将来人口を展望している。

◆合計特殊出生率

合計特殊出生率は、施策効果によって、2040 年に 1.90、2050 年に人口置換水準である 2.07 まで上昇させることを目指している。

以上の将来展望の下で推計した本町の人口推移と長期的な見通しは、以下に示すとおりである。

・社人研の推計によると、2060 年の本町の人口は 2,891 人まで減少することが予想されている。

・新十津川町独自推計の見通しでは、本町の施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率が改善されれば、2060 年の人口は 4,630 人となり、社人研推計と比較し、約 1,740 人の施策効果が見込まれる。

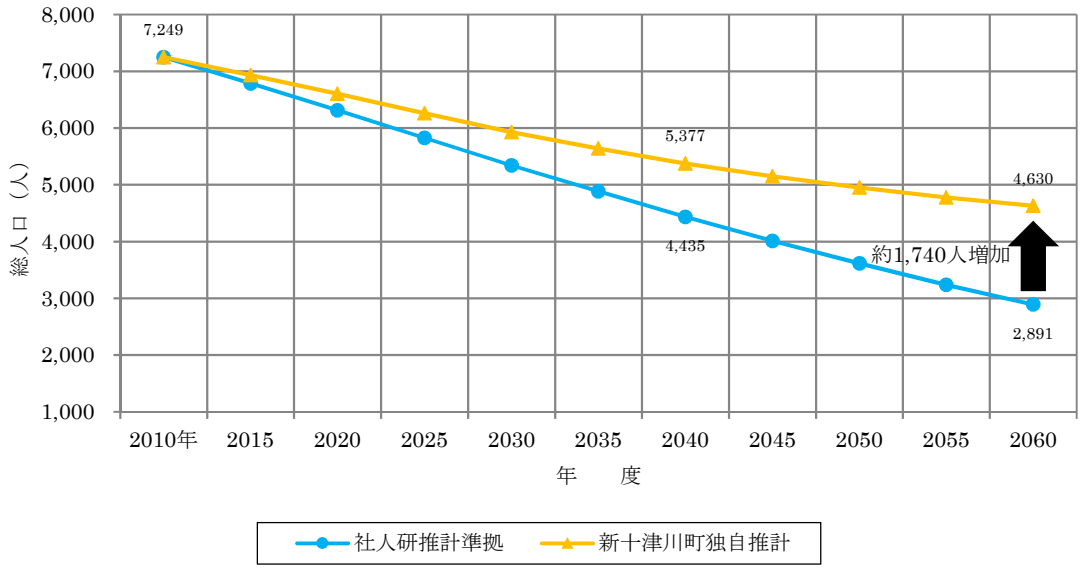

図 2.2.3.6　新十津川町の将来人口の見通し

3.3　ごみ発生量の将来予測

一般廃棄物のごみ排出量の予測は、家庭から排出される家庭系ごみと事業所などから排出される事業系ごみに分けて行う。

3.3.1　家庭系一般廃棄物の将来予測

家庭系一般廃棄物は、年間収集量を収集人口で除した 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）について、統計的手法を用いて推計する。

推計の結果としては、家庭系ごみ量が横ばい傾向を示すとした推計結果となるが、料金改定された平成 26 年度以降の 4 年間で原単位がほぼ横ばいのため、直近 4 カ年の平均値を将来推計値として採用する。また、今後の減量化目標として『ごみの排出抑制』・『資源化の推進』などの施策を講じることにより、家庭系排出量原単位は減少するものと推測する。

表 2.2.3.8　家庭系ごみ量原単位の予測値

（単位：g/人・日）

区　　分	原単位の予測値				合　計	備　　考
	収集	直接搬入	資源回収			
			集団	拠点		
平成 29 年度 (2017)	(559)	(26)	(47)	(9)	641	実　　績
30 (2018)	566	24	45	7	642	現況年度
35 (2023)	559	23	45	7	634	中間目標
40 (2028)	551	23	45	7	626	中間目標
45 (2033)	543	23	45	7	618	最終目標
H45(2033)/H30(2018) （原単位比）	96.4%					合計の比

上記の「1 人 1 日当たり平均排出量（g/人・日）」（以下、「家庭系ごみ量原単位」という。）による計画目標年度の推計結果は、以下の通りとなる。

3.3.1.1　家庭系ごみ量原単位の予測

(1) 家庭系ごみ量原単位の実績

本町における集団回収量・拠点回収量を除く家庭系ごみ量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.3.9　ごみ排出量の実績（家庭系）

年　度 （平　成）	計画収集人口 （人）	家庭系年間収集量 （t/年）	1人1日当たり平均排出量 （g/人・日）
	①	②	③=（②÷①）÷365 日
20	7,437	1,538	567
21	7,353	1,551	578
22	7,271	1,613	608
23	7,156	1,594	609
24	7,065	1,653	641
25	6,996	1,599	626
26	6,917	1,481	587
27	6,895	1,482	587
28	6,787	1,479	597
29	6,702	1,431	585

＊．計画収集人口は、外国人人口を含めている。
＊．家庭系年間収集量には小数が含まれているため、端数処理の都合上、上表単純計算と平均排出量に合致しない部分がある。
なお、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

(2) 家庭系ごみ量原単位の推計

本町における平成 20～29 年度（10 年間）の実績に基づいた推計から、本町の家庭系ごみ量原単位の推計値は、以下に示すとおりとなる。

表 2.2.3.10　家庭系ごみ排出量原単位の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値： H45(2033)
直 線 式	$y= 0.70838330\chi + 594.512918$	0.0942	613
分 数 式	$y= -40.254987(1/\chi) + 610.199584$	0.4901	609
ルート式	$y= 6.68218790\times\chi^{(1/2)} + 583.395301$	0.2079	617
対 数 式	$y= 10.0959236LN(\chi) + 583.159727$	0.3250	616
べき乗数式	$y= 582.638556\times\chi^{0.01725545}$	0.3353	616
指 数 式	$y= 593.824156\times1.00128211^{\chi}$	0.1028	614
採　　用	分　数　式	0.4901	609

＊）最も相関係数が高くなるのは「分数式」となる。

本町における家庭系ごみ量原単位の実績は、567～641g/人・日の範囲にあり、平成24年度まで微増傾向にあった。その後微減傾向となり、料金改定のあった平成26年度以降ではほぼ横ばいとなっている。このため、実績に基づく将来推計でも、排出量がほぼ横ばいで推移する結果となる。

よって、横ばいとなっている平成26～29年度の直近4カ年平均値（約589g/人・日）を考慮し、家庭系ごみ量原単位が現状並みの『590g/人・日』で推移するものと推測する。

表 2.2.3.11　家庭系ごみ量原単位の予測値

（単位：g/人・日）

年　　度	家庭系ごみ量原単位	備　　考
平成29(2017)年度	585	実　　績
30(2018)	590	現況年度
35(2023)	590	中間目標
40(2028)	590	中間目標
45(2033)	590	最終目標

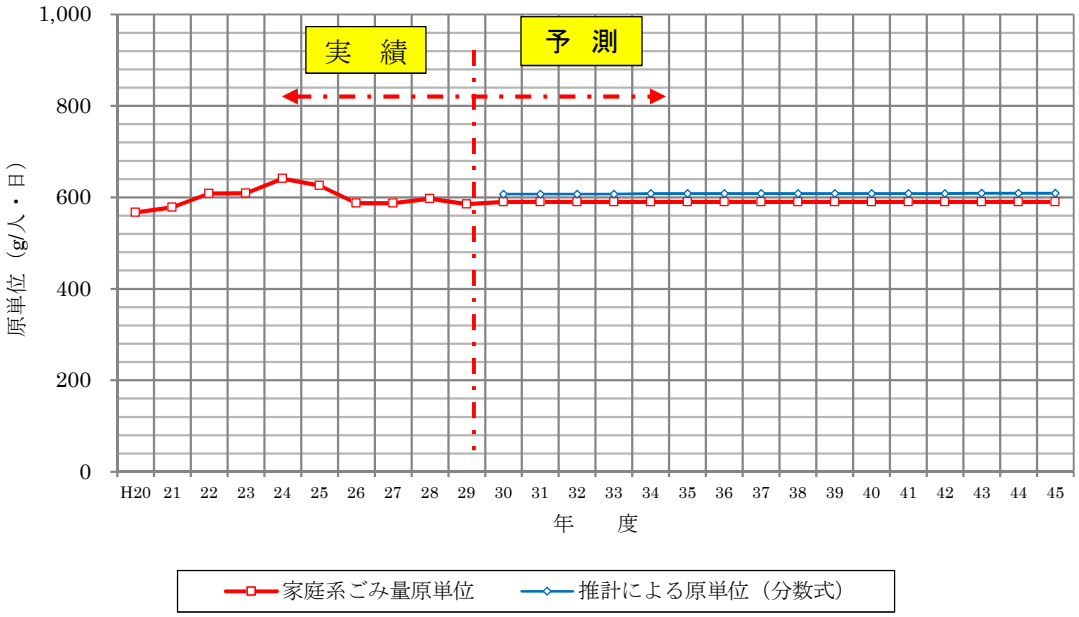

図 2.2.3.7　家庭系ごみ量原単位の予測

3.3.1.2　ごみ発生量の減量目標

本町では、平成 15 年 4 月から分別収集処理体制が確立し、ごみの減量化や再生利用に資する一方で、ごみの区分別に対する施策によって、ごみの発生抑制や再利用の推進を行ってきた。将来は、それぞれの施策をより効率的なものとし、更なるごみの減量化を推進することとする。

具体的な推進の内容は、次表に示すとおりである。

表 2.2.3.12　ごみの発生抑制の推進内容

項　　目	既　存　施　策	今後の推進（拡充）策
有 料 化	指定ごみ袋またはごみ処理券により、有料化を実施している。	分別収集体系を継続しつつ、必要に応じて料金の改定を行う。
環境教育	小中学生などを中心とした廃棄物関連施設の見学や、社会教育事業での環境教育などの教育活動を実施している。	小中学生のみならず、一般住民を対象とした環境教育や情報提供の機会を増やし、ごみの減量化や資源化を促進するための環境教育をさらに充実させる。
普及啓発	行政区をはじめとする地域住民の協力による啓発活動を実施している。	ごみの減量化・リサイクルに関する事業、取り組み、イベントなど、啓発を継続する。
助　　成	集団回収団体として登録された団体に対して、回収した資源物重量に応じて奨励金を交付している。	集団回収による効率的なごみの減量化・リサイクルを推進するため、奨励金の交付制度を継続する。
マイバッグ運動 レジ袋対策	普及促進ポスターなどにより意識の向上を図り、レジ袋削減を呼び掛けている。	店舗及び消費者団体の協力によるレジ袋の削減を推進する。
再使用の推進	広報誌や行政区を通じてのチラシ配布などの啓発を行うとともに、古紙・雑がみを資源ごみとして収集している。	古紙類などの資源回収による減量化をさらに推進する。また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集による減量化対策を充実させる。

3.3.1.3　家庭系ごみ量原単位の設定

減量化に係る施策の推進により、町民のごみ減量化に対する意識は向上しているが、家庭系ごみ量原単位はここ数年、横ばいで推移している。

近年、循環型社会の実現が叫ばれており、北海道でも国の基本方針に即して「第 4 次北海道廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月）」を策定しており、その中で減量化目標を定めている。この計画では、平成 31 年度を目標年度とし、家庭系ごみ量原単位を「590g/人・日」としている。本町では平成 29 年度実績ですでにこの目標を達成済みであるが、今後新たに目標値が設定されることを見越し、料金改定以前の最小原単位である平成 20 年度実績値「567g/人・日」を一つの目標とし、本計画最終目標年度である平成 45 年度までにこの目標を達成することとする。

この減量化数値目標として、本町では現況とする平成 30 年度の原単位を『590g/人・日』として、平成 45 年度までの 15 年間で『▲4.0%：24g/人・日』を削減することを減量化目標として設定する。

これにより、平成 45 年度で（H30／H45＝590×（100%－4%）＝566.4）566g/人・日となり、上述の目標を達成することができる。

表 2.2.3.13　家庭系ごみ量原単位の減量化目標値

（単位：g/人・日）

年　　度	家庭系ごみ量推計原単位(g/人・日)	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標原単位(g/人・日)	
平成 29 年度(2017)	585	－	585	実　　績
30(2018)	590	(0.00%)	590	現況年度
35(2023)	590	(1.33%)	582	中間目標
40(2028)	590	(2.67%)	574	中間目標
45(2033)	590	4.0%	566	最終目標

＊．中間目標年度における減量化目標（減少率）は、平成 30～45 年度までの年度按分比率によるものとした。

＊．国が定める目標値（H37：約 440g/人・日）は、資源回収・資源ごみを除く目標値であり評価はできない。

3.3.1.4　将来計画における収集・直接搬入ごみの割合と計画値

収集ごみ・直接搬入ごみの割合については、居住の転入転出や社会情勢などに影響するものであると想定される。本町では、ごみ処理手数料の改定を行った平成 26 年 4 月以降でごみ排出量が大きく減少しており、平成 25 年度以前の数値は推計を行う上で妥当性がないものと判断する。また、原単位同様に直近 4 カ年の収集ごみ割合も比較的安定しているため、本計画では、平成 26～29 年度実績を平均したものを安定割合と考え、この数値割合で今後も推移するものとして計画する。

なお、資源回収（集団・拠点）は別途計上として計画する。

表 2.2.3.14　収集ごみ・直接搬入ごみの計画割合

	収集ごみの割合	直接搬入ごみの割合
収集・直接搬入の計画割合	96% （平均値　95.9%）	4% （平均値　4.1%）

＊．上記の平均値は、直近 4 カ年（平成 26～29 年度）の単純平均による。

＊．上記の割合を推定した根拠となる実績値は、「p2-20　表 2.1.2.6」に示すとおりである。

表 2.2.3.15　家庭系ごみの収集・直接搬入の原単位

（単位：g/人・日）

年　　度	収集ごみ （96%）	直接搬入ごみ （4%）	備　　考
平成 29(2017)年度 (585g/人・日)	(559)	(26)	実　　績
30(2018) (590g/人・日)	566	24	現況年度
35(2023) (582g/人・日)	559	23	中間目標
40(2028) (574g/人・日)	551	23	中間目標
45(2033) (566g/人・日)	543	23	最終目標

次ページに、上記の割合を推定した根拠となる実績値について整理する。

表 2.2.3.16　収集・直接搬入の排出量割合（資源回収除く）

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集ごみ量（t/年）	1,507	1,517	1,570	1,526	1,539	1,531	1,439	1,437	1,393	1,366
直接搬入ごみ量（t/年）	31	34	43	68	115	68	43	45	86	64
排出ごみ量の総量（t/年）	1,538	1,551	1,613	1,594	1,653	1,599	1,481	1,482	1,479	1,431
収集ごみの割合（%）	97.97	97.82	97.35	95.76	93.07	95.76	97.12	96.94	94.20	95.49
直接搬入ごみの割合（%）	2.03	2.18	2.65	4.24	6.93	4.24	2.88	3.06	5.80	4.51

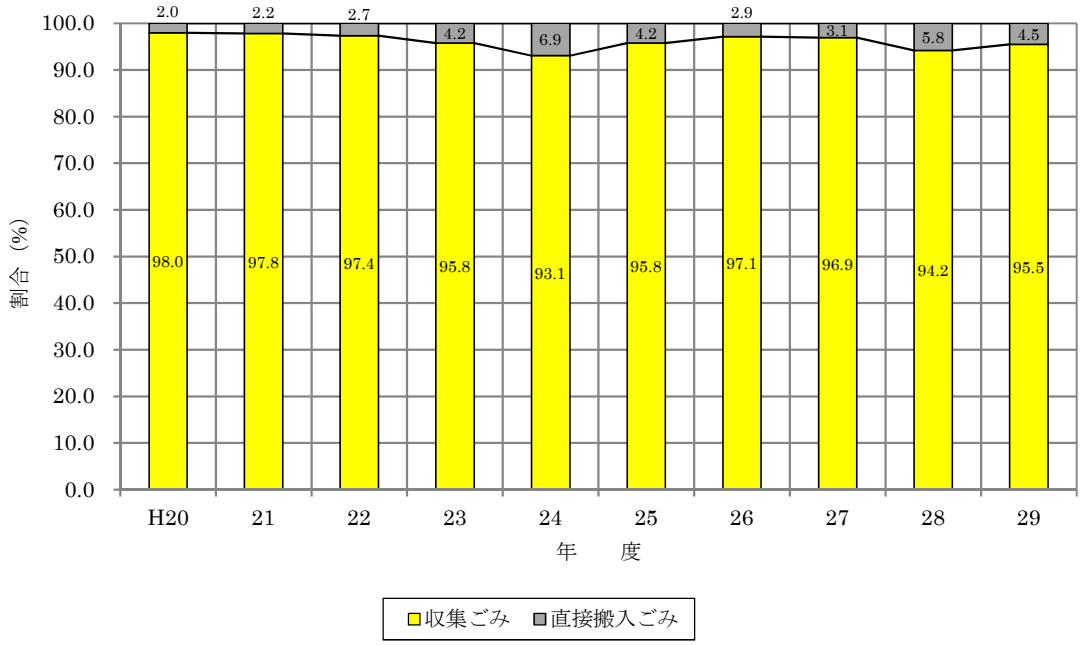

図 2.2.3.8　収集・直接搬入の排出量割合（資源回収除く）

3.3.1.5　家庭系ごみの分別区分の原単位

家庭系ごみの分別区分による原単位は、前項で収集ごみと直接搬入ごみの計画割合を設定したことから、ここではそれぞれの分別区分の割合を設定する。

(1) 家庭系収集ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

①　分別区分発生量割合の実績と計画値の設定

家庭系収集ごみは、実績値で燃やせるごみの割合が微増傾向で推移し、生ごみ・燃やせないごみの割合が微減傾向で推移している傾向である。

本計画では、平成26年度の料金改定で家庭系ごみの総量が大きく減少しているため、推計を行う上でそれ以前の実績値と同等に扱うことができないものと考えられる。そのような中で、料金改定後の4年間では分別区分の排出割合が安定していることから、本計画では直近4カ年（平成26～29年度）実績の単純平均割合で今後も推移するものと計画する。

表 2.2.3.17　家庭系収集ごみの分別区分発生割合と計画値の設定

ごみの区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4カ年の平均割合
生　ご　み	22.76%	22.48%	22.63%	23.29%	22.8%　(≒22.79)
燃やせるごみ	40.95%	42.14%	44.15%	45.07%	43.1%　(≒43.08)
燃やせないごみ	5.00%	4.99%	5.21%	4.91%	5.0%　(≒ 5.02)
特 定 品 目	0.43%	0.48%	0.33%	0.40%	0.4%　(≒ 0.41)
粗 大 ご み	2.89%	2.77%	3.18%	2.83%	2.9%　(≒ 2.92)
資 源 ご み	10.72%	10.81%	9.81%	10.24%	10.4%　(≒10.40)
資源ごみ(有価物)	17.25%	16.33%	14.69%	13.26%	15.4%　(≒15.38)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

②　分別区分発生割合に基づく原単位予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の発生量原単位を計画する。

表 2.2.3.18　家庭系収集ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

（単位：g/人・日）

ごみの区分	計画割合(%)	平成29(2017)年度(実績)	平成30(2018)年度(現況)	平成35(2023)年度(中間目標)	平成40(2028)年度(中間目標)	平成45(2033)年度(目標年度)
家庭系収集ごみ原単位	－	(559)	566	559	551	543
生　ご　み	22.8	(131)	129	128	126	124
燃やせるごみ	43.1	(253)	244	241	237	234
燃やせないごみ	5.0	(28)	28	28	28	27
特 定 品 目	0.4	(2)	2	2	2	2
粗 大 ご み	2.9	(16)	17	16	16	16
資 源 ご み	10.4	(55)	59	58	57	56
資源ごみ(有価物)	15.4	(74)	87	86	85	84

(2) 家庭系直接搬入ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

① 分別区分発生量割合の実績と計画値の設定

本計画では、平成 26 年度の料金改定で家庭系ごみの総量が大きく減少しており、推計を行う上でそれ以前の実績値と同等に扱うことができないものと考えられるため、平成 26 年度以降の実績値に基づいて将来推計値を検討する。

家庭系直接搬入ごみは、量自体が少ない（100t/年に満たない）ため、わずかな搬入量の変化で割合が大きく変動している。特に実績 10 年間では、家屋解体に伴う燃やせないごみの処分場直接搬入で割合が大きく増加しているが、料金改定以前から搬入実績があるため、これを異常値とみなすことはできないと考える。

よって本計画では、料金改定後の直近 4 カ年（平成 26～29 年度）実績の単純平均割合で今後も推移するものと想定し、計画する。

表 2.2.3.19　家庭系直接搬入ごみの分別区分発生割合と計画値の設定

ごみの区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	4 カ年の平均割合
生　ごみ	0.03%	0.00%	0.03%	0.00%	0.0%　(≒ 0.02)
生ごみ(町)	0.21%	0.00%	0.00%	0.00%	0.1%　(≒ 0.05)
燃やせるごみ	35.97%	36.62%	19.11%	27.20%	29.7%　(≒29.73)
燃やせるごみ(町)	0.87%	0.82%	0.18%	0.35%	0.5%　(≒ 0.55)
燃やせないごみ	5.98%	6.68%	4.31%	3.88%	5.2%　(≒ 5.21)
燃やせないごみ(町)	0.00%	0.09%	38.71%	10.79%	12.4%　(≒12.40)
特定品目	0.02%	0.00%	0.01%	0.00%	0.0%　(≒ 0.01)
粗大ごみ	51.90%	53.39%	35.34%	56.23%	49.2%　(≒49.21)
粗大ごみ(町)	0.68%	0.00%	0.00%	0.00%	0.2%　(≒ 0.17)
資源ごみ	4.34%	2.40%	2.31%	1.55%	2.7%　(≒ 2.65)

＊. 各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

② 分別区分発生割合に基づく原単位予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の発生量原単位を計画する。

表 2.2.3.20　家庭系直接搬入ごみにおける分別区分の発生量原単位予測

（単位：g/人・日）

ごみの区分	計画割合(%)	平成 29 (2017)年度（実績）	平成 30 (2018)年度（現況）	平成 35 (2023)年度（中間目標）	平成 40 (2028)年度（中間目標）	平成 45 (2033)年度（目標年度）
家庭系直搬ごみ原単位	–	(26)	24	23	23	23
生　ごみ	0.0	(0.00)	0.00	0.00	0.00	0.00
生ごみ(町)	0.1	(0.00)	0.01	0.01	0.01	0.01
燃やせるごみ	29.7	(7)	7	7	7	7
燃やせるごみ(町)	0.5	(0)	0	0	0	0
燃やせないごみ	5.2	(1)	1	1	1	1
燃やせないごみ(町)	12.4	(3)	3	3	3	3
特定品目	0.0	(0.00)	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	49.2	(15)	12	11	11	11
粗大ごみ(町)	0.2	(0)	0	0	0	0
資源ごみ	2.7	(0)	1	1	1	1

＊．家庭系直接搬入量の分別区分の発生量原単位は、生ごみ量・特定品目が少量で整数処理すると『0』となってしまうことから、小数第 2 位の原単位とする。

＊．小数処理の都合上、上表単純計算と表記原単位に合致しない部分がある。

3.3.1.6　資源回収量原単位の予測

(1) 資源回収量原単位の実績

本町における資源回収量（集団・拠点）原単位の実績は、下表に示すとおりである。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて大幅な減少が見られるが、これは子ども会などによる集団回収の回数が年 2 回から年 1 回に減少したことによるものと考えられる。

表 2.2.3.21　資源回収量の実績

年　度 （平　成）	計画収集人口 （人）	年間資源回収量 （t/年）	1 人 1 日当たり平均回収量 （g/人・日）
	①	②	③=（②÷①）÷365 日
20	7,437	123	45
21	7,353	116	43
22	7,271	138	52
23	7,156	141	54
24	7,065	149	58
25	6,996	151	59
26	6,917	128	51
27	6,895	126	50
28	6,787	126	51
29	6,702	136	56

＊．計画収集人口は、外国人人口を含めている。
＊．資源回収量には小数が含まれているため、端数処理の都合上、上表単純計算と平均回収量に合致しない部分がある。
なお、平成 23・27 年度は 366 日で計算している。

(2) 資源回収量原単位の推計

本町における平成 20～29 年度（10 年間）の実績に基づいた推計から、本町の資源回収量原単位の推計値は、以下に示すとおりとなる。

表 2.2.3.22　資源回収量原単位の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値： H45
直 線 式	$y= 0.77560138\chi +47.5513244$	0.4644	68
分 数 式	$y= -11.523190(1/\chi)+55.192238$	0.6318	55
ルート式	$y= 3.83026920\times\chi^{(1/2)}+43.2111766$	0.5366	63
対 数 式	$y= 4.12133071LN(\chi)+45.5921041$	0.5974	59
べき乗数式	$y= 45.4602570\times\chi^{0.08373801}$	0.6163	60
指 数 式	$y= 47.2590153\times1.01606890^{\chi}$	0.4846	72
採　　用	分　数　式	0.6318	55

＊）最も相関係数が高くなるのは「分数式」となる。

本町においては、実績 10 年間で資源回収量が最大でも 151t/年程度であり、また原単位は 43～59g/人・日の範囲にある。

そのような中で、前述のとおり平成 26 年度から集団回収の実施回数が減少したことで資源回収量に顕著な差が出たため、推計値の検討は平成 26 年度以降の実績値に基づいて行う。

実績値に基づくトレンド推計では、近年の横ばい傾向が反映され、推計値もほぼ横ばいという結果になっている。

よって、実績値にまとまりのある平成 26～29 年度の直近 4 カ年原単位平均値である『52g/人・日』で今後も推移するものと推測する。

表 2.2.3.23　資源回収量（集団・拠点）原単位の予測値

（単位：g/人・日）

年　　度	資源回収量原単位	備　　考
平成29(2017)年度	56	実　　績
30(2018)	52	現況年度
35(2023)	52	中間目標
40(2028)	52	中間目標
45(2033)	52	最終目標

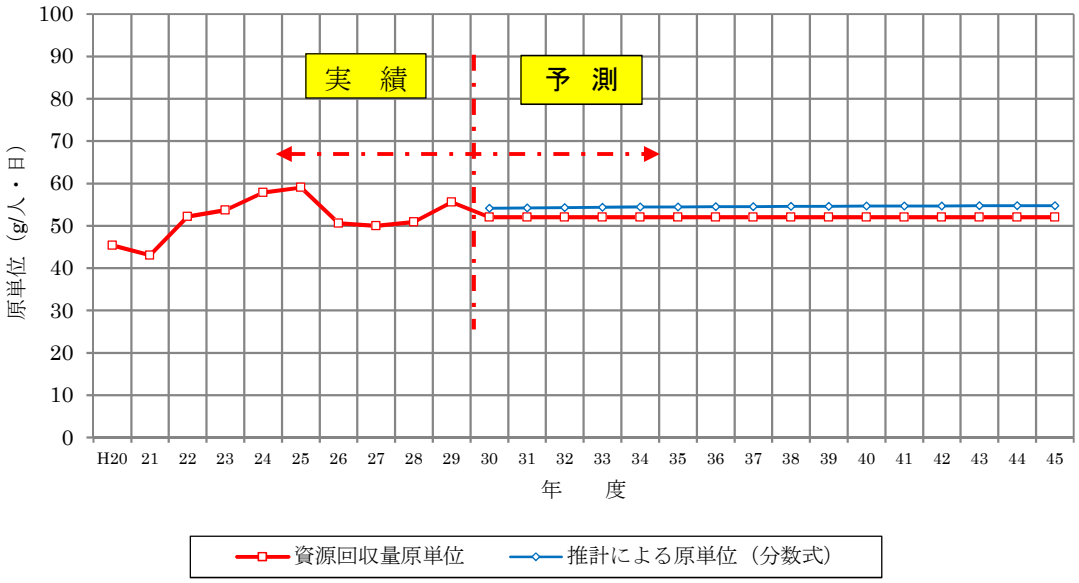

図 2.2.3.9　資源回収量原単位の予測

3.3.1.7　資源回収量原単位の設定

資源回収事業の実施により、燃やせるごみとして排出されている古紙などが分別されて資源回収量として加算される可能性が期待できることから、今後も事業を継続することが望ましいため、今後の減量化目標では、削減目標を設けないこととする。

表 2.2.3.24　資源回収量原単位の減量化目標値

（単位：g/人・日）

年　　度	資源回収量推計原単位(g/人・日)	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標原単位(g/人・日)	
平成29(2017)年度	56	－	56	実　　績
30(2018)	52	(0.00%)	52	現況年度
35(2023)	52	(0.00%)	52	中間目標
40(2028)	52	(0.00%)	52	中間目標
45(2033)	52	0.0%	52	最終目標

3.3.1.8　将来計画における集団・拠点回収量の割合と計画値

集団・拠点回収量の割合については、平成 26 年度から集団回収の実施回数が減少したことで資源回収量に顕著な差が出たため、推計値の検討は平成 26 年度以降の実績値に基づいて行う。そのような中で、平成 26 年度以降の直近 4 カ年では集団回収の割合が安定していると考えられることから、本計画では集団回収・拠点回収の割合は直近 4 カ年の単純平均で今後も推移するものと推測する。

表 2.2.3.25　資源回収における集団・拠点回収の計画割合

	集団回収の割合	拠点回収の割合
資源回収量の計画割合	87% （平均値　86.9%）	13% （平均値　13.1%）

表 2.2.3.26　資源回収量の集団・拠点回収の原単位

（単位：g/人・日）

年　　度	集団回収 （87%）	拠点回収 （13%）	備　　考
平成29(2017)年度 (56g/人・日)	(47)	(9)	実　　績
30(2018) (52g/人・日)	45	7	現況年度
35(2023) (52g/人・日)	45	7	中間目標
40(2028) (52g/人・日)	45	7	中間目標
45(2033) (52g/人・日)	45	7	最終目標

次ページに、上記の割合を推定した根拠となる実績値について整理する。

表 2.2.3.27　資源回収における集団・拠点回収量の割合

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
集団回収量（t/年）	123	116	138	140	143	140	111	111	113	114
拠点回収量（t/年）	－	－	0	1	7	10	17	16	14	22
資源回収量の総量（t/年）	123	116	138	141	149	151	128	126	126	136
資源回収量の割合（%）	100.0	100.0	99.7	99.5	95.6	93.2	86.9	87.6	89.3	83.8
拠点回収量の割合（%）	0.0	0.0	0.3	0.5	4.4	6.8	13.1	12.4	10.7	16.2

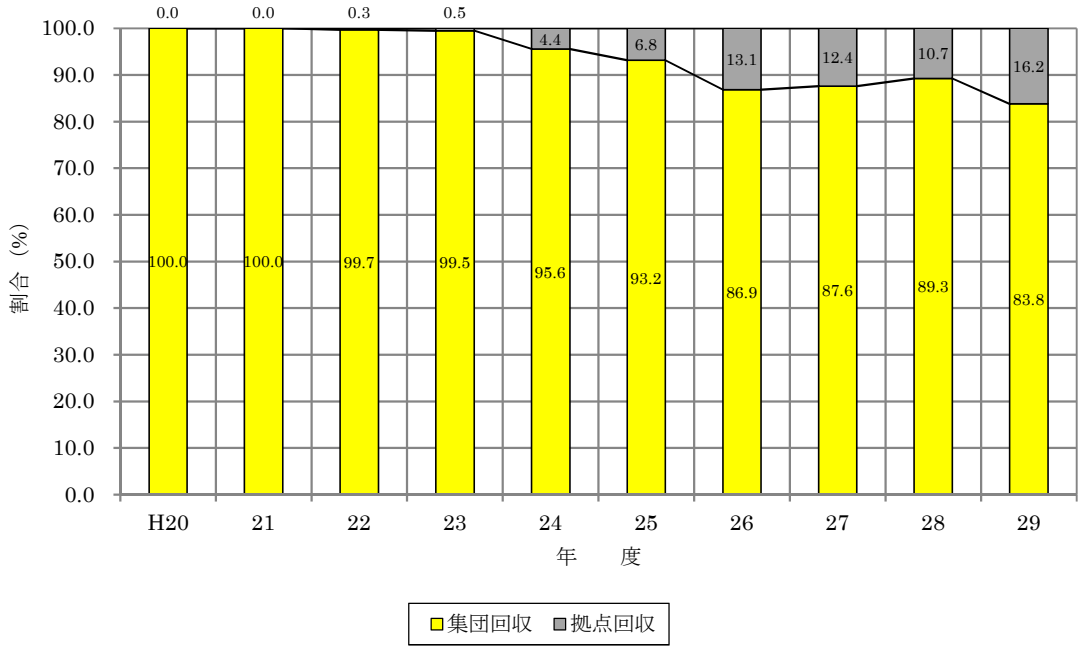

図 2.2.3.10　資源回収における集団・拠点回収量の割合

3.3.2　事業系一般廃棄物の将来予測

3.3.2.1　事業系一般廃棄物量の予測

（1）事業系一般廃棄物量の実績

本町における事業系一般廃棄物量の排出量実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.3.28　事業系一般廃棄物量の推移

（単位：t/年）

年　　度	事業系年間排出量	年　　度	事業系年間排出量
平成 20 年度	426	平成 25 年度	362
21	439	26	326
22	408	27	337
23	374	28	345
24	368	29	330

（2）事業系一般廃棄物量の推計

本町における平成 20~29 年度（10 年間）の実績に基づいた推計から、本町の事業系一般廃棄物排出量の推計値は、以下に示すとおりとなる。

表 2.2.3.29　事業系一般廃棄物排出量の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値：H45
直 線 式	$y= -12.252969\chi+439.067333$	0.9209	120
分 数 式	$y= 116.175671(1/\chi)+337.648514$	0.7996	342
ルート式	$y= -53.315748\times\chi^{(1/2)}+491.467307$	0.9377	220
対 数 式	$y= -50.749339LN(\chi)+448.329896$	0.9235	283
べき乗数式	$y= 452.333999\times\chi^{-0.1334353}$	0.9205	293
指 数 式	$y= 442.008248\times0.96807454^{\chi}$	0.9245	190
採　　用	ル　ー　ト　式	0.9377	220

＊）最も相関係数が高くなるのは「ルート式」となる。

本町の事業系一般廃棄物量は、実績 10 年間で減少傾向となっており、平成 26 年度の料金改定以降では、ほぼ横ばいとなっている。

事業系一般廃棄物の排出量は、経済動向に影響を受ける性質のものであることから、今後、総排出量は実績平均量『335t/年』で推移するものと推測する。

表 2.2.3.30　事業系一般廃棄物排出量の計画値の設定

項　　目	排出量（t/年）	備　　考
平成 26 年度	326	
27	337	
28	345	
29	330	
平均排出量	335	
採用計画値	335	

表 2.2.3.31　事業系一般廃棄物排出量の予測値

（単位：t/年）

年　　度	事業系ごみ量原単位	備　　考
平成29(2017)年度	330	実　　績
30(2018)	335	現況年度
35(2023)	335	中間目標
40(2028)	335	中間目標
45(2033)	335	最終目標

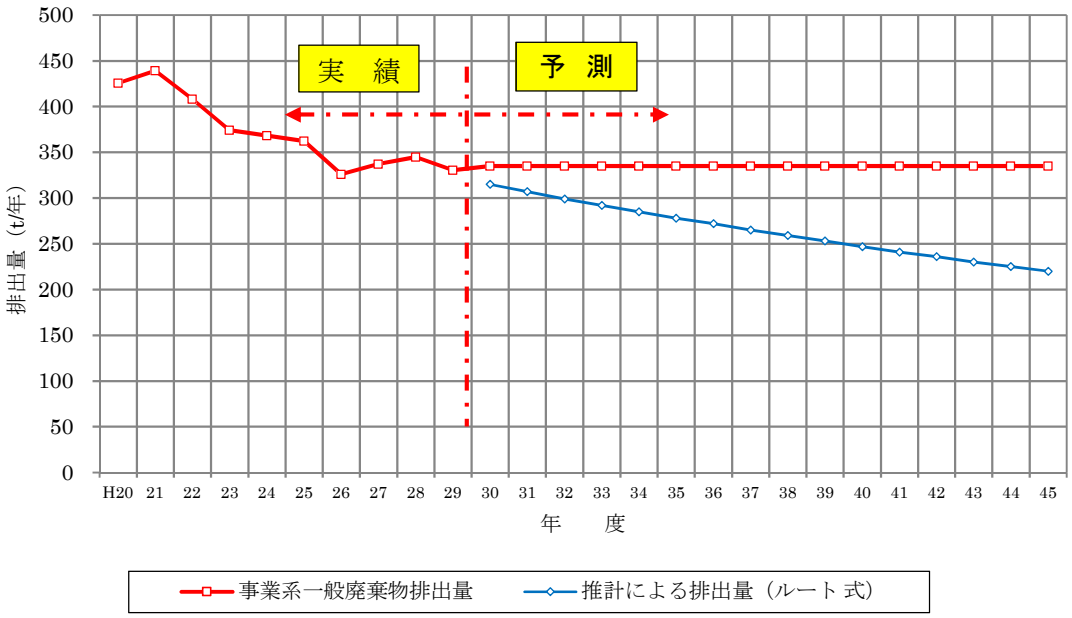

図 2.2.3.11　事業系一般廃棄物排出量の予測

3.3.2.2　事業系一般廃棄物排出量の設定

本町の事業系ごみ排出量は、平成 21 年度以降減少を続け、近年では横ばいとなっている。

よって現時点で本町の事業系ごみ排出量は減量化済みであると判断し、削減目標は設けないこととする。

表 2.2.3.32　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値

（単位：t/年）

年　　度	事業系一般廃棄物推計排出量 (t/年)	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標排出量 (t/年)	
平成 29 年度 (2017)	330	－	330	実　　績
30 (2018)	335	(0.00%)	335	現況年度
35 (2023)	335	(0.00%)	335	中間目標
40 (2028)	335	(0.00%)	335	中間目標
45 (2033)	335	0.0%	335	最終目標

《参考；事業系一般廃棄物の原単位について》

家庭系原単位と合わせて国及び北海道の総排出量目標と比較するため、事業系一般廃棄物原単位の実績と推計を以下の図表に示す。

表 2.2.3.33　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値（参考）

（単位：排出量 t/年、(1 人当たり排出量 g/人・日)）

年　　度	事業系一般廃棄物推計排出量	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標排出量	
平成 29 年度 (2017)	330（135）	－	330（135）	実　　績
30(2018)	335（136）	(0.00%)	335（136）	現況年度
35(2023)	335（143）	(0.00%)	335（143）	中間目標
40(2028)	335（151）	(0.00%)	335（151）	中間目標
45(2033)	335（159）	0.0%	335（159）	最終目標

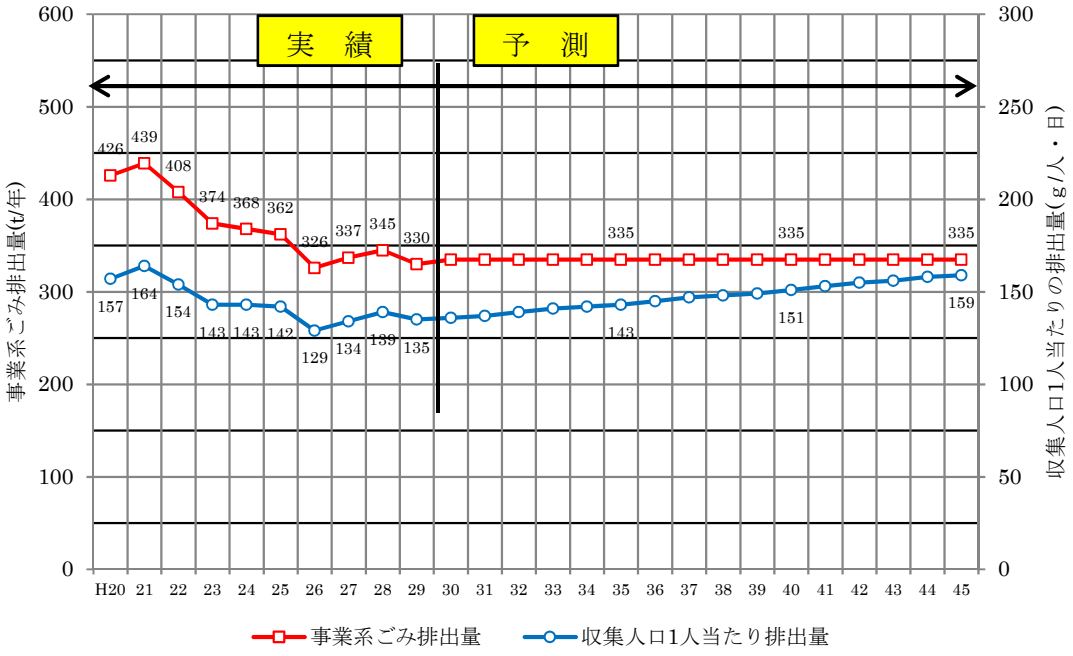

図 2.2.3.12　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値（参考）

人口の減少に伴い、１人１日当たりの排出量は相対的に増加（『135g/人・日』から『159g/人・日』に増加）するが、近年の実績から本町の事業系ごみ排出量は減量化済みであると判断し、現状の総排出量『335t/年』を超えないように努めることとする。

3.3.2.3　将来計画における許可・直接搬入ごみの割合と計画値

事業系における許可搬入ごみ・直接搬入ごみの割合については、経済や社会情勢などに影響するものであると想定される。実績 10 年間では平成 21 年度以降、許可搬入量が減少を続けており、直接搬入量は微減で量も少なくなっている。

そのような状況の中、直近 4 カ年では許可搬入量・直接搬入量ともにほぼ横ばいで、割合も概ね一定となっていることから、本計画ではこの 4 カ年の単純平均割合で、今後も推移するものとして計画する。

表 2.2.3.34　許可搬入ごみ・直接搬入ごみの計画割合

	許可搬入ごみの割合	直接搬入ごみの割合
許可・直接搬入の計画割合	96% （平均値　96.2%）	4% （平均値　3.8%）

＊．上記の平均値は、直近の平成 26～29 年度（4 カ年）の単純平均による。

＊．上記の割合を推定した根拠となる実績値は、「p2-27　表 2.1.2.9」に示すとおりである。

表 2.2.3.35　事業系ごみの許可・直接搬入の排出量

（単位：t/年）

年　　度	許可搬入ごみ （96%）	直接搬入ごみ （4%）	備　　考
平成 29(2017)年度 (330t/年)	(322)	(9)	実　　績
30(2018) (335t/年)	322	13	現況年度
35(2023) (335t/年)	322	13	中間目標
40(2028) (335t/年)	322	13	中間目標
45(2033) (335t/年)	322	13	最終目標

3.3.2.4　事業系ごみの分別区分の排出量

事業系ごみの分別区分による排出量は、前項で許可搬入ごみと直接搬入ごみの計画割合を設定したことから、ここではそれぞれの分別区分の割合を設定する。

(1) 事業系許可搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

①　分別区分排出量の実績と計画値の設定

事業系許可搬入ごみは、排出量が経済や社会情勢などに影響するものであると想定されるが、本町においては事業系ごみ排出量が横ばいとなっている直近 4 カ年ではごみの区分別割合もほぼ一定となっている状況である。よって本計画では、直近 4 カ年（平成 26～29 年度）実績の単純平均割合で今後も推移するものと想定し、計画する。

表 2.2.3.36　事業系許可搬入ごみの分別区分排出割合と計画値の設定

ごみの区分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合
生　ご　み	36.63%	40.39%	34.91%	37.44%	37.3%　(≒37.34)
燃やせるごみ	59.30%	56.38%	61.45%	60.95%	59.5%　(≒59.52)
燃やせないごみ	1.60%	1.41%	0.88%	1.10%	1.3%　(≒ 1.25)
粗 大 ご み	2.47%	1.82%	2.76%	0.51%	1.9%　(≒ 1.89)
資 源 ご み	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.0%　(≒ 0.00)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

②　分別区分発生割合に基づく排出量予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の排出量を計画する。

表 2.2.3.37　事業系許可搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

（単位：t/年）

ごみの区分	計画 割合 (%)	平成 29 (2017)年度 (実績)	平成 30 (2018)年度 (現況)	平成 35 (2023)年度 (中間目標)	平成 40 (2028)年度 (中間目標)	平成 45 (2033)年度 (目標年度)
事業系許可 搬入ごみ量	―	(323)	322	322	322	322
生　ご　み	37.3	(121)	120	120	120	120
燃やせるごみ	59.5	(196)	192	192	192	192
燃やせないごみ	1.3	(4)	4	4	4	4
粗 大 ご み	1.9	(2)	6	6	6	6
資 源 ご み	0.0	(0)	0	0	0	0

＊．小数処理の都合上、上表単純計算と表記原単位に合致しない部分がある。

(2) 事業系直接搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

① 分別区分排出量割合の実績と計画値の設定

事業系直接搬入ごみは、分別区分で大きな変動割合で推移しており、実績値に基づく推計は困難であると判断される。また、母数となる直接搬入量が少ないため、1t/年程度のわずかな搬入でもごみ割合の変動が大きくなっているものと考えられる。

よって、本計画では許可搬入量割合の予測と同様に、総量が安定している直近 4 カ年（平成 26～29 年度）実績の単純割合で今後も推移するものと想定し、計画する。

表 2.2.3.38　事業系直接搬入ごみの分別区分排出割合と計画値の設定

ごみの区分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合
生　ご　み	7.45%	11.63%	8.99%	2.62%	7.7%　(≒ 7.67)
燃やせるごみ	31.06%	28.68%	31.68%	5.93%	24.3%　(≒24.34)
燃やせないごみ	0.76%	0.15%	3.28%	0.00%	1.0%　(≒ 1.04)
粗 大 ご み	0.00%	6.87%	4.49%	24.06%	8.9%　(≒ 8.86)
資 源 ご み	60.73%	52.67%	51.56%	67.39%	58.1%　(≒58.09)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

② 分別区分発生割合に基づく排出量予測値

前項の分別区分発生割合から、将来の排出量を計画する。

表 2.2.3.39　事業系直接搬入ごみにおける分別区分の排出量予測

（単位：t/年）

ごみの区分	計画 割合 (%)	平成 29 (2017)年度 (実績)	平成 30 (2018)年度 (現況)	平成 35 (2023)年度 (中間目標)	平成 40 (2028)年度 (中間目標)	平成 45 (2033)年度 (目標年度)
事業系直接 搬入ごみ量	－	(9)	13	13	13	13
生　ご　み	7.7	(0.23)	1.00	1.00	1.00	1.00
燃やせるごみ	24.3	(1)	3	3	3	3
燃やせないごみ	1.0	(0)	0	0	0	0
粗 大 ご み	8.9	(2)	1	1	1	1
資 源 ご み	58.1	(6)	8	8	8	8

＊．家庭系直接搬入量の分別区分の発生量原単位は、生ごみ量が少量で整数処理すると『0』となってしまうことから、小数第 2 位の原単位とする。

＊．小数処理の都合上、上表単純計算と表記原単位に合致しない部分がある。

3.3.3　ごみ処理量の見通し

3.3.3.1　ごみの区分における処理・処分の見通し

（1）生ごみ

① 生ごみの処理・処分形態別の実績割合

本町で発生する生ごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入によりリサイクリーンに搬入されている。搬入された生ごみは、メタン発酵処理施設に投入する前段で堆肥化・残渣物・可燃物（袋）に分別されて、それぞれに処理・処分している。

搬入された生ごみにおける処理・処分方法のために分別されている割合は、年度ごとに微増減を繰り返しているが、実績 10 年間の割合では、ほぼ横ばいで推移している状況にある。

表 2.2.3.40　生ごみの処理・処分の実績

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生ごみ量（t/年）	499	485	477	454	472	465	445	457	434	440
ガス化	373	377	372	346	373	358	345	353	331	337
堆肥化→資源化	20	19	19	18	19	19	18	18	17	18
残渣物→最終処分場	17	15	14	12	9	8	8	9	8	8
可燃物(袋)→中継施設	89	74	72	79	71	79	74	77	78	77
ガス化	74.72%	77.71%	77.99%	76.19%	79.09%	77.13%	77.53%	77.23%	76.17%	76.62%
堆肥化→資源化	4.00%	4.00%	3.99%	3.92%	4.00%	4.01%	4.00%	4.00%	3.99%	4.00%
残渣物→最終処分場	3.39%	3.08%	2.88%	2.56%	1.81%	1.77%	1.77%	1.91%	1.93%	1.83%
可燃物(袋)→中継施設	17.89%	15.21%	15.14%	17.33%	15.10%	17.09%	16.70%	16.86%	17.91%	17.55%

＊．小数処理の都合上、各項目合計値とごみ量に合致しない部分がある。

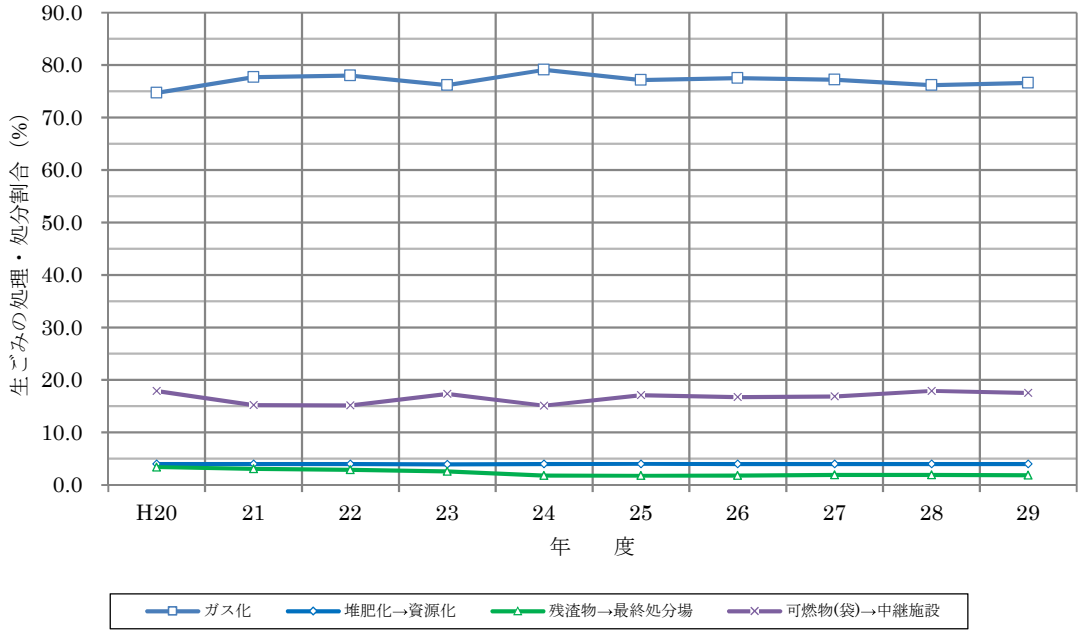

図 2.2.3.13　生ごみの処理・処分の実績

②　生ごみの処理・処分形態別の予測割合

実績値の割合では、10 年間横ばいで推移しており、平成 26 年 4 月には料金改定を行っている。

よって本計画では、平成 26 年度の変更後も、町民、事業者による生ごみの排出が安定して実行されつつある平成 26～29 年度の実績 4 カ年平均割合で、処理・処分の割合が将来とも推移するものと予測する。

表 2.2.3.41　生ごみの処理・処分種別ごとの予測割合の設定

（単位：%）

処理・処分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合 【予測割合】
ガス化	77.53	77.23	76.17	76.62	76.9　　(≒76.89)
堆肥化→資源化	4.00	4.00	3.99	4.00	4.0　　(≒ 4.00)
残渣物 →最終処分場	1.77	1.91	1.93	1.83	1.9　　(≒ 1.86)
可燃物（袋） →中継施設	16.70	16.86	17.91	17.55	17.2　　(≒17.25)

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

(2) 燃やせるごみ

本町で発生する燃やせるごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入により中空知衛生施設組合の運搬中継施設に搬入されている。搬入された燃やせるごみは、組合構成市町から搬入された燃やせるごみと合わせて、全量がエネクリーンで焼却処理され、焼却残渣は連合の最終処分場に埋立処分されている。

よって、本町の燃やせるごみの処理・処分方法は、今後も全量が焼却処理されることになる。

(3) 燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目

① 燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分形態別の実績割合

本町で発生する燃やせないごみ・粗大ごみは、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入により中空知衛生施設組合の資源リサイクルプラザに搬入されており、特定品目については家庭系収集・直接搬入のみによる。搬入されたごみは、最終処分される前段で埋立物・可燃物・残渣物・資源化物に分別されて、それぞれに処理・処分しており、特定品目については資源化業者によってその大部分が資源化されている。

なお、これらの分別は燃やせないごみ・粗大ごみを混合して行っている。

表 2.2.3.42　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分の実績

区分＼年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総　量 (燃やせないごみ) (粗 大 ご み) (特 定 品 目) (t/年)		171 (104) (67) (−)	195 (114) (82) (−)	213 (122) (91) (−)	185 (107) (78) (−)	188 (108) (81) (−)	207 (113) (94) (−)	152 (80) (72) (0)	157 (80) (71) (6)	172 (80) (85) (7)	157 (74) (79) (5)
	残渣物 →最終処分場	81	100	112	117	99	114	81	79	85	78
	可燃物 →中継施設	47	41	37	2	25	36	30	28	24	22
	資源化	43	55	64	66	64	57	41	49	62	57
	残渣物 →最終処分場	47.51%	51.03%	52.57%	63.19%	52.79%	54.91%	53.59%	50.39%	49.69%	49.41%
	可燃物 →中継施設	27.60%	20.98%	17.26%	0.93%	13.25%	17.40%	19.59%	18.13%	14.01%	14.19%
	資源化	24.89%	27.99%	30.17%	35.88%	33.96%	27.69%	26.82%	31.48%	36.30%	36.40%

＊．小数処理の都合上、各項目合計値とごみ量に合致しない部分がある。

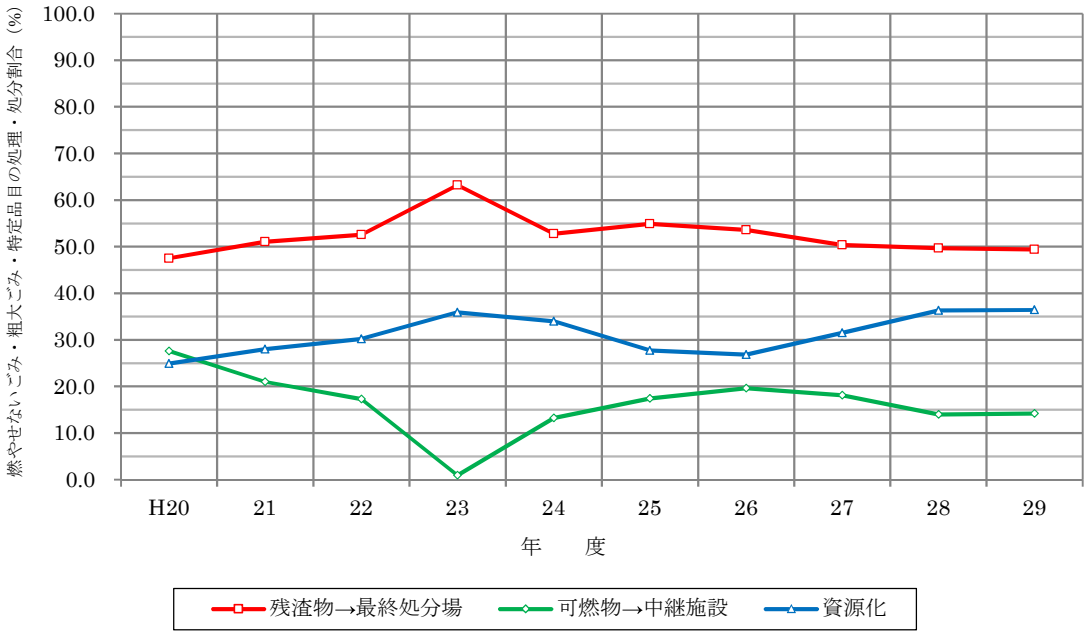

図 2.2.3.14　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分の実績

②　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分形態別の予測割合

実績値の割合では、10 年間で変動が大きくなっているが、平成 26 年 4 月の料金改定後には比較的安定している。

よって本計画では、平成 26 年度の変更後に、町民、事業者による燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の排出が安定して実行されつつある平成 26～29 年度の実績 4 カ年平均割合で、処理・処分の割合が将来とも推移するものと予測する。

表 2.2.3.43　燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目の処理・処分種別ごとの予測割合の設定

（単位：%）

処理・処分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合 【予測割合】
残渣物 →最終処分場	53.59	50.39	49.69	49.41	50.8　（≒50.77）
可燃物 →中継施設	19.59	18.13	14.01	14.19	16.5　（≒16.48）
資　源　化	26.82	31.48	36.30	36.40	32.7　（≒32.75）

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

(4) 資源ごみ(組合搬入分)

① 資源ごみ(組合搬入分)の処理・処分形態別の実績割合

本町で発生する資源ごみ(組合搬入分)は、家庭系収集・直接搬入と事業系許可・直接搬入により中空知衛生施設組合の資源リサイクルプラザに搬入されている。搬入された資源ごみは、資源化（業者に売り払い、資源化、引き取り）に選別する前段で、可燃物・残渣物・資源化に分別されて、それぞれに処理・処分している。

搬入された資源ごみにおける処理・処分のために分別されている割合は、実績 10 年間で変動なく横ばいで推移している状況にある。

表 2.2.3.44　資源ごみの処理・処分の実績

区分＼年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
資源ごみ（t/年）	176	167	169	153	161	160	155	156	138	141
可燃物（袋）→中継施設	5	5	5	4	5	5	5	5	4	4
残渣物→最終処分場	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1
資源化	171	162	164	148	155	153	149	150	132	135
可燃物（袋）→中継施設	2.89%	2.88%	2.83%	2.80%	3.00%	3.00%	3.04%	2.99%	2.98%	3.01%
残渣物→最終処分場	0.34%	0.42%	0.42%	0.44%	0.97%	0.97%	0.99%	0.99%	0.96%	1.00%
資源化	96.77%	96.70%	96.75%	96.76%	96.03%	96.03%	95.97%	96.02%	96.06%	95.99%

＊．小数処理の都合上、各項目合計値とごみ量に合致しない部分がある。

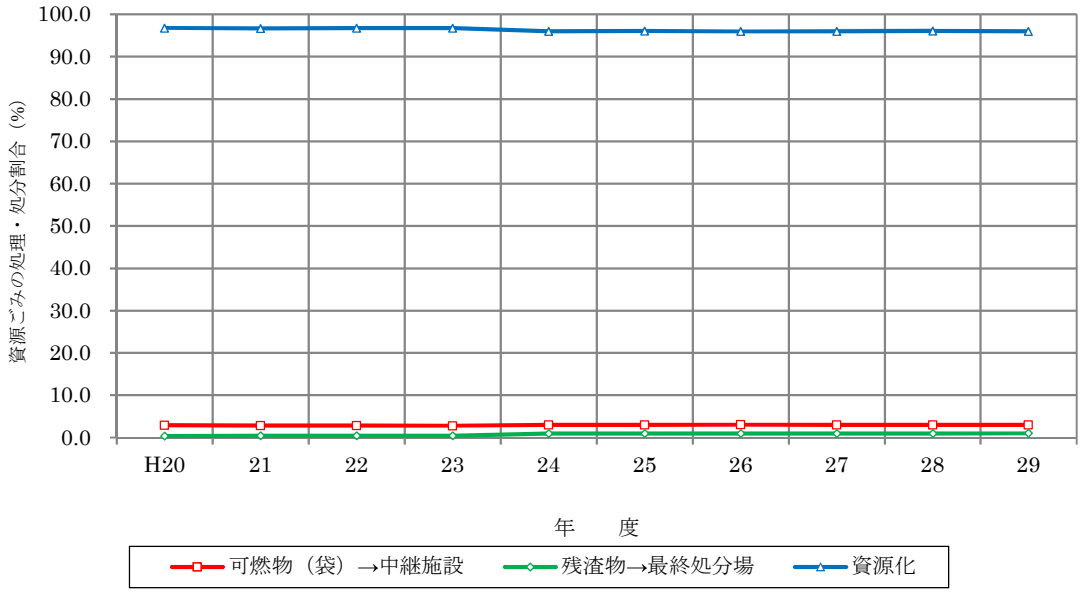

図 2.2.3.15　資源ごみの処理・処分の実績

②　資源ごみの処理・処分形態別の予測割合

実績値の割合では、10 年間横ばいで推移しており、平成 26 年 4 月には料金改定を行っている。

よって本計画では、平成 26 年度の変更後も、町民、事業者による資源ごみの排出が安定して実行されつつある平成 26～29 年度の実績 4 カ年平均割合で、処理・処分の割合が将来とも推移するものと予測する。

表 2.2.3.45　資源ごみの処理・処分種別ごとの予測割合の設定

処理・処分	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度	平　成 29 年度	4 カ年の平均割合 【予測割合】
可燃物（袋）→中継施設	3.04	2.99	2.98	3.01	3.0　（≒ 3.00）
残渣物→最終処分場	0.99	0.99	0.96	1.00	1.0　（≒ 0.99）
資　源　化	95.97	96.02	96.06	95.99	96.0　（≒96.01）

＊．各割合には小数第 3 位以下の数字が含まれているため、上表単純計算と平均割合に合致しない部分がある。

3.3.3.2　ごみ処理量の見通し

前項までに整理した将来目標値に基づき、次ページ以降にごみ処理量の見通しを整理する。

表2.2.3.46　ごみ処理量の見通し

区分			計画割合	単位	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
(1)	行政区域内人口			人	6,702	6,730	6,670	6,600	6,530	6,460	6,400	6,330	6,260	6,190	6,130	6,060	6,000	5,930	5,870	5,810	5,760
(2)	自家処理人口			人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)	計画収集人口			人	6,702	6,730	6,670	6,600	6,530	6,460	6,400	6,330	6,260	6,190	6,130	6,060	6,000	5,930	5,870	5,810	5,760
原単位	(4) 家庭系収集ごみ排出量原単位		96%	g/人・日	559	566	564	564	562	561	559	558	556	554	553	551	550	548	547	545	543
原単位	(5) 家庭系直接搬入ごみ排出量原単位		4%	g/人・日	26	24	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
原単位	(6)家庭系ごみ排出量原単位			g/人・日	585	590	588	587	585	584	582	581	579	577	576	574	573	571	570	568	566
原単位	(7) 集団回収量原単位		87.0%	g/人・日	47	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
原単位	(8) 拠点回収量原単位		13.0%	g/人・日	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
原単位	(9)資源回収量原単位			g/人・日	56	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
家庭系	収集	(10) 生ごみ	(17)×22.8%	t/年	320	317	314	310	305	302	299	294	290	285	283	278	275	270	268	263	260
家庭系	収集	(11) 燃やせるごみ	(17)×43.1%	t/年	619	599	593	585	577	570	564	555	547	539	535	525	519	511	506	498	492
家庭系	収集	(12) 燃やせないごみ	(17)×5.0%	t/年	67	70	69	68	67	66	66	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57
家庭系	収集	(13) 特定品目	(17)×0.4%	t/年	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
家庭系	収集	(14) 粗大ごみ	(17)×2.9%	t/年	39	40	40	40	39	39	38	38	37	37	36	36	35	35	34	34	33
家庭系	収集	(15) 資源ごみ	(17)×10.4%	t/年	134	144	143	141	139	138	136	134	132	130	129	127	125	123	122	120	119
家庭系	収集	(16) 資源ごみ（有価物）	(17)×15.4%	t/年	182	214	212	209	206	203	201	198	195	193	191	187	185	182	181	178	176
家庭系	収集	(17) 収集ごみ　計	100%	t/年	1,366	1,390	1,377	1,359	1,339	1,323	1,309	1,289	1,270	1,252	1,241	1,219	1,205	1,186	1,175	1,156	1,142
家庭系	直接搬入	(18) 生ごみ	(28)×0.0%	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	直接搬入	(19) 生ごみ（町）	(28)×0.1%	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	直接搬入	(20) 燃やせるごみ	(28)×29.7%	t/年	18	18	18	17	17	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	14
家庭系	直接搬入	(21) 燃やせるごみ（町）	(28)×0.5%	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	直接搬入	(22) 燃やせないごみ	(28)×5.2%	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
家庭系	直接搬入	(23) 燃やせないごみ（町）	(28)×12.4%	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
家庭系	直接搬入	(24) 特定品目	(28)×0.0%	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	直接搬入	(25) 粗大ごみ	(28)×49.2%	t/年	36	29	29	27	27	27	27	26	26	26	26	25	25	25	24	24	24
家庭系	直接搬入	(26) 粗大ごみ（町）	(28)×0.2%	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	直接搬入	(27) 資源ごみ	(28)×2.7%	t/年	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
家庭系	直接搬入	(28) 直接搬入ごみ　計	100%	t/年	64	59	59	55	55	54	54	53	53	52	52	51	50	50	49	49	48
家庭系	計	(29) 生ごみ	(10)＋(18)	t/年	320	317	314	310	305	302	299	294	290	285	283	278	275	270	268	263	260
家庭系	計	(30) 生ごみ（町）	(19)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	計	(31) 燃やせるごみ	(11)＋(20)	t/年	637	617	611	602	594	586	580	571	563	554	550	540	534	526	521	513	506
家庭系	計	(32) 燃やせるごみ（町）	(21)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	計	(33) 燃やせないごみ	(12)＋(22)	t/年	70	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	64	64	63	62	61	60
家庭系	計	(34) 燃やせないごみ（町）	(23)	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
家庭系	計	(35) 特定品目	(13)＋(24)	t/年	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
家庭系	計	(36) 粗大ごみ	(14)＋(25)	t/年	75	69	69	67	66	66	65	64	63	63	62	61	60	60	58	58	57
家庭系	計	(37) 粗大ごみ（町）	(26)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系	計	(38) 資源ごみ	(15)＋(27)	t/年	135	146	145	142	140	139	137	135	133	131	130	128	126	124	123	121	120
家庭系	計	(39) 資源ごみ（有価物）	(16)	t/年	182	214	212	209	206	203	201	198	195	193	191	187	185	182	181	178	176
家庭系	合計	(40) 家庭系ごみ　総量	－	t/年	1,431	1,449	1,436	1,414	1,394	1,377	1,363	1,342	1,323	1,304	1,293	1,270	1,255	1,236	1,224	1,205	1,190
事業系	許可搬入	(41) 生ごみ	(46)×37.3%	t/年	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
事業系	許可搬入	(42) 燃やせるごみ	(46)×59.5%	t/年	196	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192
事業系	許可搬入	(43) 燃やせないごみ	(46)×1.3%	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
事業系	許可搬入	(44) 粗大ごみ	(46)×1.9%	t/年	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
事業系	許可搬入	(45) 資源ごみ	－	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系	許可搬入	(46) 許可搬入ごみ　計	100%	t/年	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322	322
事業系	直接搬入	(47) 生ごみ	(52)×7.7%	t/年	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業系	直接搬入	(48) 燃やせるごみ	(52)×24.3%	t/年	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
事業系	直接搬入	(49) 燃やせないごみ	(52)×1.0%	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	直接搬入	(50) 粗大ごみ	(52)×8.9%	t/年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業系	直接搬入	(51) 資源ごみ	(52)×58.1%	t/年	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
事業系	直接搬入	(52) 直接搬入ごみ　計	100%	t/年	9	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
事業系	計	(53) 生ごみ	(41)＋(47)	t/年	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
事業系	計	(54) 燃やせるごみ	(42)＋(48)	t/年	197	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195
事業系	計	(55) 燃やせないごみ	(43)＋(49)	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
事業系	計	(56) 粗大ごみ	(44)＋(50)	t/年	4	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
事業系	計	(57) 資源ごみ	(45)＋(51)	t/年	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
事業系	合計	(58) 事業系ごみ　総量	－	t/年	330	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335
資源回収		(59) 集団回収量	(3)×(7)×年日数	t/年	114	111	110	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	97	97	95	95
資源回収		(60) 拠点回収量	(3)×(8)×年日数	t/年	22	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15
資源回収		(61) 資源回収量　計	(59)＋(60)	t/年	136	128	127	125	124	123	121	120	119	118	117	115	114	112	112	110	110
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(62) 生ごみ	(29)＋(53)	t/年	440	438	435	431	426	423	420	415	411	406	404	399	396	391	389	384	381
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(63) 生ごみ（町）	(30)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(64) 燃やせるごみ	(31)＋(54)	t/年	833	812	806	797	789	781	775	766	758	749	745	735	729	721	716	708	701
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(65) 燃やせるごみ（町）	(32)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(66) 燃やせないごみ	(33)＋(55)	t/年	74	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69	68	68	67	66	65	64
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(67) 燃やせないごみ（町）	(34)	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(68) 特定品目	(35)	t/年	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(69) 粗大ごみ	(36)＋(56)	t/年	79	76	76	74	73	73	72	71	70	70	69	68	67	67	65	65	64
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(70) 粗大ごみ（町）	(37)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(71) 資源ごみ	(38)＋(57)	t/年	141	154	153	150	148	147	145	143	141	139	138	136	134	132	131	129	128
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(72) 資源ごみ（有価物）	(39)	t/年	182	214	212	209	206	203	201	198	195	193	191	187	185	182	181	178	176
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(73) 資源回収量	(61)	t/年	136	128	127	125	124	123	121	120	119	118	117	115	114	112	112	110	110
ごみ量の総和	家庭＋事業系	(74) ごみ　総量	－	t/年	1,897	1,912	1,898	1,874	1,853	1,835	1,819	1,797	1,777	1,757	1,745	1,720	1,704	1,683	1,671	1,650	1,635
ごみ処理施設（中間処理など）		(75) 資源化量	(76)＋(77)	t/年	865	897	889	877	867	858	850	839	829	819	814	802	794	783	778	767	760
ごみ処理施設（中間処理など）		(76) ガス化	(62)×76.9%	t/年	337	337	334	331	328	325	323	319	316	312	311	307	304	301	299	295	293
ごみ処理施設（中間処理など）		(77) ガス化除く資源化量	－	t/年	528	560	555	546	539	533	527	520	513	507	503	495	490	482	479	472	467
ごみ処理施設（中間処理など）		(78) 内、生ごみ（堆肥化）	(62)×4.0%	t/年	18	18	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	15
ごみ処理施設（中間処理など）		(79) 内、燃やせない・粗大ごみ・特定品目	(66+68+69)×32.7%	t/年	57	52	52	51	50	49	49	48	48	47	47	46	46	45	44	44	43
ごみ処理施設（中間処理など）		(80) 内、資源ごみ	(71)×96.0%	t/年	135	148	147	144	142	141	139	137	135	133	132	131	129	127	126	124	123
ごみ処理施設（中間処理など）		(81) 内、資源回収・有価物	(72)＋(73)	t/年	318	342	339	334	330	326	322	318	314	311	308	302	299	294	293	288	286
ごみ処理施設（中間処理など）		(82) 中間処理施設（焼却処理）	－	t/年	937	918	912	902	892	884	877	867	858	848	842	831	824	815	809	800	793
ごみ処理施設（中間処理など）		(83) 内、生ごみ（可燃物袋）	(62)×17.2%	t/年	77	75	75	74	73	73	72	72	71	70	69	69	68	67	67	66	66
ごみ処理施設（中間処理など）		(84) 内、燃やせるごみ	(64)	t/年	833	812	806	797	789	781	775	766	758	749	745	735	729	721	716	708	701
ごみ処理施設（中間処理など）		(85) 内、燃やせない・粗大ごみ・特定品目	(66+68+69)×16.5%	t/年	22	26	26	26	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	22	22	22
ごみ処理施設（中間処理など）		(86) 内、資源ごみ	(71)×3.0%	t/年	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
埋立処分場		(87) 直接最終処分量	(63)＋(65)＋(67)＋(70)	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
埋立処分場		(88) 埋立残渣量	－	t/年	88	90	90	88	87	86	85	84	83	83	82	80	80	79	78	77	76
埋立処分場		(89) 内、生ごみ（残渣物）	(62)×1.9%	t/年	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7
埋立処分場		(90) 内、燃やせない・粗大ごみ・特定品目（残渣物）	(66+68+69)×50.8%	t/年	78	81	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72	71	71	69	69	68
埋立処分場		(91) 内、資源ごみ（残渣物）	(71)×1.0%	t/年	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

＊．平成29年度実績の各ごみ量には小数点以下の数字が含まれており、各項目の単純合計と表記合計値が合致しない場合がある。

＊．ごみ処理施設（75～86）・埋立処分場（87～91）は、発生量と割合（率）による計算で算出しており、端数処理の関係で合計値が合致しない項目がある。

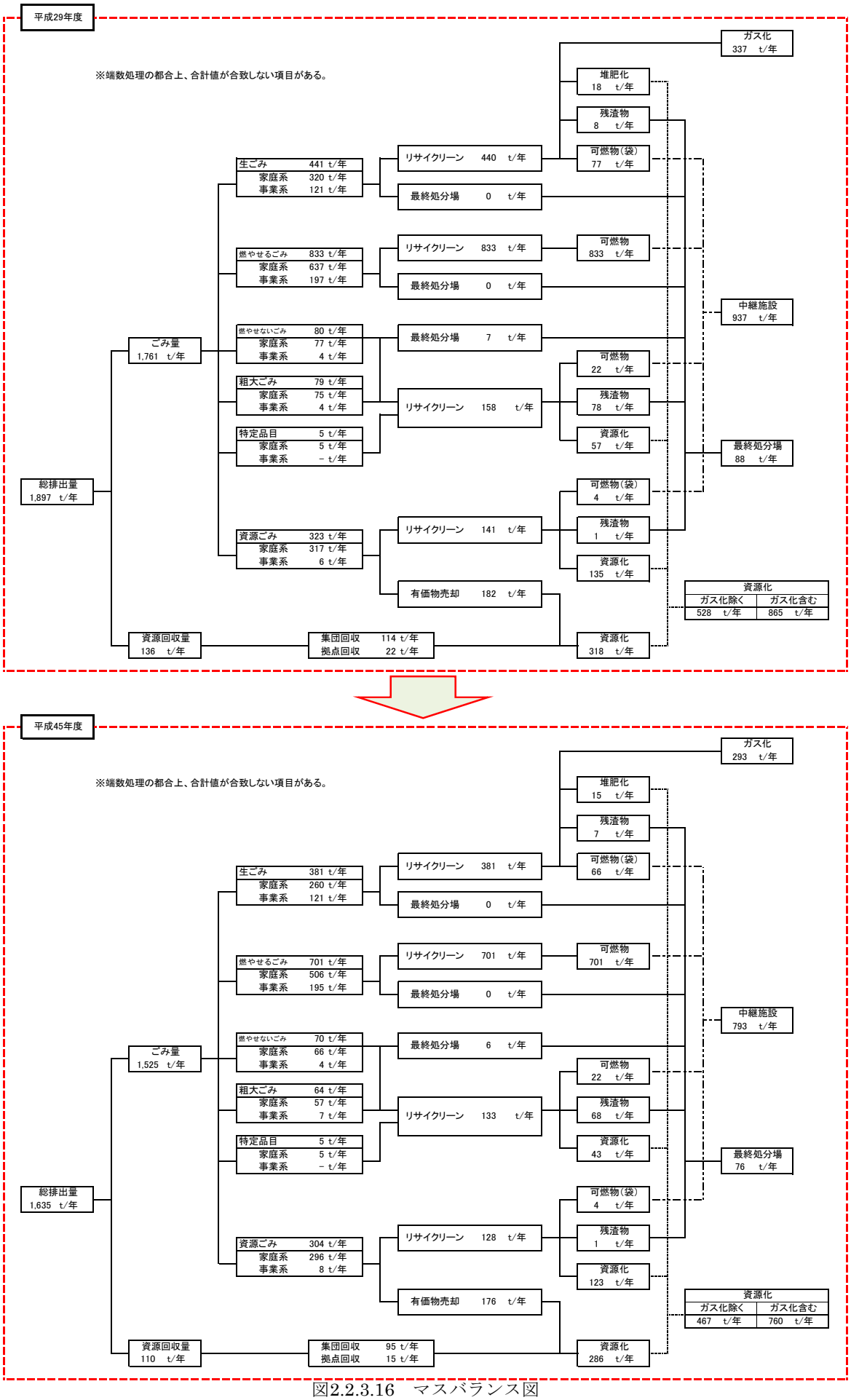

図2.2.3.16　マスバランス図

3.4　一般廃棄物の減量化目標

(1) 一般廃棄物の総量

平成 29 年度のごみ総排出量は 1,897t/年（6,702 人）で、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 776g/人・日（計画収集量+直接搬入量+資源回収量）となっている。※1

国及び北海道の目標率と本町を比較すると、国が循環型社会形成推進基本法に基づき策定した「第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」における平成 37 年度目標は 1 人 1 日当たりのごみ排出量は約 850g/人・日となっており、平成 29 年度実績で達成済みとなっている。

【総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量】

【現在の目標達成状況】

（国）計画削減目標　平成 37 年度　850g 以下 → 925g 未達成（平成 28 年）
（新十津川町）　→ 776g　達成（平成 29 年）

（道）指標の目標値　平成 31 年度　940ｇ以下 → 970g 未達成（平成 28 年）
（新十津川町）　→ 776g　達成（平成 29 年）

【新十津川町の計画値】

計画目標値　平成 31 年度　777ｇ/人・日に設定（達成）
計画目標値　平成 37 年度　778ｇ/人・日に設定（達成）

（計画目標年度）
計画目標値　平成 45 年度　777ｇ/人・日に設定（達成）

＊．H31 ごみ排出量＝1,898÷6,670÷366 日＝777g/人・日
＊．H37 ごみ排出量＝1,777÷6,260÷365 日＝778g/人・日
＊．H45 ごみ排出量＝1,635÷5,760÷365 日＝777g/人・日※2

（※1）実績値には小数点以下の数字が含まれているため、ごみ総排出量を人口で除しても表記原単位とは合致しない。
（※2）端数処理の関係で計算式と結果は合致していない。

(2) 家庭系一般廃棄物

平成 29 年度の家庭系ごみ排出量は、資源回収量を除いて 1,431t/年で 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 585g/人・日となっており、さらに国との比較のため資源ごみ量※1 を除くと、1,114 t/年（1,431－135－182）で 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 455g/人・日（1,114t/年÷6,702 人÷365 日）となる。この排出量は、国が目標とする 440 g/人・日（平成 37 年度）を達成できていない状況である。

（※1）資源ごみ量は、組合搬入量と有価物売却量の合計。

【家庭系ごみ排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量】

【現在の目標達成状況】

（国）計画削減目標　平成 37 年度　　440g
　　（資源回収・資源ごみを除く）　　→ 508ｇ未達成（平成 28 年度）
（新十津川町）　　→ 455ｇ未達成（平成 29 年度）

【新十津川町の計画値】

計画目標値　平成 37 年度　435ｇ/人・日に設定（達成）
（計画目標年度）
計画目標値　平成 45 年度　425ｇ/人・日に設定（達成）

＊．H37 資源ごみ除く　435g/人・日＝（1,323－133－195）t÷6,260 人÷365 日
＊．H45 資源ごみ除く　425g/人・日＝（1,190－120－176）t÷5,760 人÷365 日

(3) 事業系一般廃棄物

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定された『第 4 次循環型社会形成推進基本計画』では事業系ごみに関する目標値を定めているが、この目標値について「事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする」としている。この第 4 次計画によると、平成 37 年度目標で全国事業系ごみ総排出量を「約 1,100 万トン」としているが、平成 28 年度の全国事業系ごみ総排出量実績は「約 1,300 万トン」（総務省「平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査結果」より）となっており、現時点では国の減量化目標は未達成となっている。

本町としても、国全体の目標達成のためにもさらなる事業系ごみの減量化が必要となっている。

【事業系のごみ排出量（総量による評価）】

【現在の目標達成状況】

（国）計画目標値　平成 37 年度　約 1,100 万トン

⟶ 約 1,300 万トン未達成（平成 28 年度）

(4) 最終処分量

最終処分量については、国の減量化目標は『第 4 次循環型社会形成推進基本計画』によると、平成 37 年度目標で一般廃棄物の最終処分量を「約 320 万 t/年」としているが、平成 28 年度の全国総最終処分量実績は「約 398 万 t/年」（総務省「平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査結果」より）となっており、現時点では国の減量化目標は未達成となっている。

また、北海道の指標の目標値は、現状（平成 24 年度、402 千 t/年）に対して平成 31 年度の最終処分量を約 28%削減（290 千 t/年）するものとしている。

本町では、平成 24 年度最終処分量が 287t/年、平成 29 年度最終処分量が 92 t/年となっており、約 68%の削減で北海道の削減目標を達成している。ただし、本町の平成 24 年度最終処分量は例年と比較して大きな増加が見られるため、この削減率はあくまでも参考値である。

【一般廃棄物の最終処分量】

【現在の目標達成状況】

（国）計画削減目標　平成 37 年度　約 320 万 t/年
→　398 万 t/年（約 14%削減）未達成（平成 28 年度）
（道）計 画 目 標 値　平成 31 年度　約 290 千 t/年
→　348 千 t/年（約 13%削減）未達成（平成 28 年度）
（新十津川町）　→　92 t/年（約 68%削減※）　達成（平成 29 年度）

※平成 24 年度最終処分量には急激な増加が見られるため、削減率は参考値とする。

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は、国が第 4 次循環型社会形成推進基本計画で平成 37 年度までに約 28%（出口側の循環利用率）と設定しており、北海道の指標の目標値は、平成 31 年度のリサイクル率を 30%以上にするものとしている。

北海道の目標値に対する本町のリサイクル率の状況は、平成 29 年度で約 46%となっており国の基本方針・北海道の目標値を達成している。

【一般廃棄物のリサイクル率】

【現在の目標達成状況（p2-104 参照）】

（国）基 本 計 画	平成 37 年度	28%以上	→	20%未達成（平成 28 年度）
（道）指標の目標値	平成 31 年度	30%以上	→	24%未達成（平成 28 年度）
（新十津川町）			→	46% 達成（平成 29 年度）

【新十津川町の計画値】

実績リサイクル率	平成 29 年度	約 46%達成
計画リサイクル率	平成 31 年度	約 47%達成
（計画目標年度）		
計画リサイクル率	平成 45 年度	約 46%達成

【一般廃棄物の減量化目標（数値根拠）】

(1) 一般廃棄物の総量

① 国の削減目標に係る数値

	発生量（g/人・日）	備　　考
国	925	H28 総務省実態調査より
新十津川町	776	H29 実績より

② 北海道の指標の目標値に係る数値

	発生量（g/人・日）	備　　考
北海道	970	H28 総務省実態調査より
新十津川町	776	H29 実績より

(2) 家庭系一般廃棄物

① 国の削減目標に係る数値

	発生量（g/人・日）	備　　考
国	508	H28 総務省実態調査より
新十津川町	455	H29 実績より

＊．H28 国　＝（生活系ごみ量＋自家処理量）－（集団回収量＋資源回収ごみ）÷総人口÷365 日

＝（27,911,168+27,872）－（2,270,423+1,964,360）÷127,924,238÷365

＝508g/人・日

＊．H29 新十津川町 ＝（生活系ごみ量－資源ごみ量）÷総人口÷365 日

＝（1,431－135－182）÷6,702÷365

＝455g/人・日

(3) 事業系一般廃棄物

	発生量（t）	備　　考
国	12,988,057	H28 総務省実態調査より

(4) 最終処分量

	年度	発生量（t）	備　　考
国	H24	4,647,671	H24 総務省実態調査より
	H28	3,980,250	H28 総務省実態調査より
北海道	H24	401,577	H24 総務省実態調査より
	H28	348,347	H28 総務省実態調査より
新十津川町	H24	287	新十津川最終処分場搬入数量一覧表より
	H29	92	新十津川最終処分場搬入数量一覧表より

（国）削減率　＝1－3,980,250÷4,647,671　＝14%

（道）削減率　＝1－348,347÷401,577 ＝13%

（新十津川町）削減率　＝1－92÷287　＝68%

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

		H29	H31	H45
資源化量合計	①	547	550	474
集団回収量	②	136	127	110
有価物売却量	③	182	212	176
ごみ処理量	④	1,579	1,559	1,349
リサイクル率	(①+②+③) ÷(②+③+④)	45.598	46.839	46.483

〈新十津川町の資源化量算出値（単位：t/年）〉

区　分	現状 H29	計　　画	
		H31	H45
ガス化	337	334	293
堆肥化	18	17	15
不燃資源	57	52	43
資源ごみ	135	147	123
資源化計	547	550	474

【国及び北海道と本町の排出量目標値の比較】

表 2.2.3.47　国及び北海道と本町の排出量目標値の比較

（単位：原単位 g/人・日）

目標設定主体	目標値（g/人・日）		新十津川町のごみ排出量							
			H30(2018)推計値				H45(2033)推計値【目標値】			
			計	内訳			計	内訳		
				家庭系	事業系	資源回収		家庭系	事業系	資源回収
国	総排出量	850	778	590	136	52	777	566	159	52
	家庭系(資源除く)	440	443	443	－	－	425	425	－	－
北海道	総排出量	940	778	590	136	52	777	566	159	52
	家庭系	590	590	590	－	－	566	566	－	－
	家庭系(資源除く)	450	443	443	－	－	425	425	－	－

平成 29 年度のごみ排出量から推計した平成 30 年度のごみ量原単位は、総排出量では 778 g/人・日、家庭系ごみでは『590 g/人・日（資源ごみを除いた場合は 443 g/人・日）』となっており、国の減量化目標（第 4 次循環型社会形成推進基本計画による）と比較すると、総排出量での比較では国の基準を大きく下回っているが、資源ごみを除いた家庭系ごみ量での比較ではやや上回っている。また、北海道の減量化目標（北海道廃棄物処理計画（第 4 次）平成 27 年 3 月による）との比較では、総排出量、家庭系ごみ量、資源ごみを除いた家庭系ごみ量のいずれにおいても目標値に達しているが、家庭系ごみ量については目標値と同値となっている。

本計画では、家庭系ごみ量原単位を平成 45 年度までに『590 g/人・日』から『566g/人・日』（資源ごみを除いた場合、『443 g/人・日』から『425 g/人・日』）に減量化し、国及び北海道の減量化目標を下回る減量化の達成を目指すこととする。

3.5　今後のごみ処理体制

本町における一般廃棄物の処理体制は、以下の施策・施設整備により確立されており、ごみの発生抑制及び再使用の推進を図り安定したごみ処理が遂行されている。

・平成 15 年：新十津川町一般廃棄物最終処分場施設
・平成 15 年 4 月：ごみ処理手数料の全面有料化（平成 26 年 4 月改正）
・平成 15 年 7 月：リサイクリーン
　（生ごみ処理、リサイクルプラザ、可燃ごみ中継施設）
・平成 16 年 10 月：中空知衛生施設組合　動物用小型焼却炉施設
・平成 25 年 4 月：エネクリーン（焼却施設）

以上のことから、今後も現体制を維持し、適正かつ効率的な処理を継続するとともに、更なる効率化に向けた改善に努めていくものとする。

(1) 処理体制の改善

現状では、り災家屋等の部材など、リサイクリーンで受け入れることができないごみや、リサイクリーンで発生した、燃やせないごみや粗大ごみの処理後の残渣物などを最終処分場に埋立処分しており、施設を維持するために必要な処理単価（円/人、円/t）は近年横ばいとなっている。今後はこれら埋め立てされるごみの分別を徹底し、中間処理や再資源化へ回せる量を増やすなど、埋立地への負担が減るよう更なるリサイクル意識向上を図ることが求められる。

なお、既存の埋立地は試算によると、平成 43 年度で埋め立てが完了するとされている。

表 2.2.3.48　最終処分場に係る経費（p2-77,78 より）

（単位：千円）

歳　　出	平　成 24 年度	平　成 25 年度	平　成 26 年度	平　成 27 年度	平　成 28 年度
最終処分場　工事費	0	0	0	0	0
最終処分場　処理費	4,345	10,679	4,508	2,275	3,726
最終処分場　委託費	3,129	2,732	2,434	2,376	2,354
合　　計	7,474	13,411	6,942	4,651	6,080

収集人口（人）	7,065	6,996	6,917	6,895	6,787
処理単価(円/人)	22,427	15,582	14,711	14,684	15,905
ごみ処理量（t/年）	2,027	1,957	1,780	1,823	1,801
処理単価(円/t)	78,168	55,702	57,166	55,539	59,939

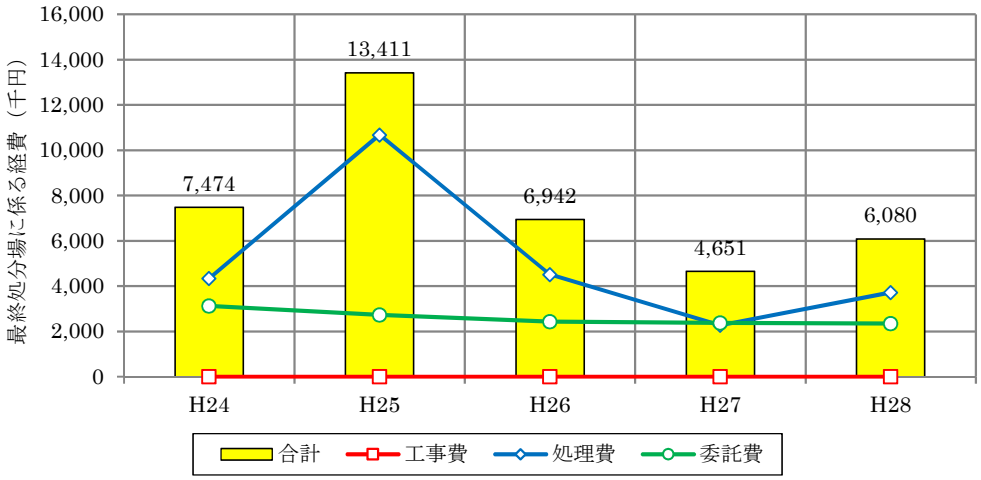

図 2.2.3.17　最終処分場に係る経費

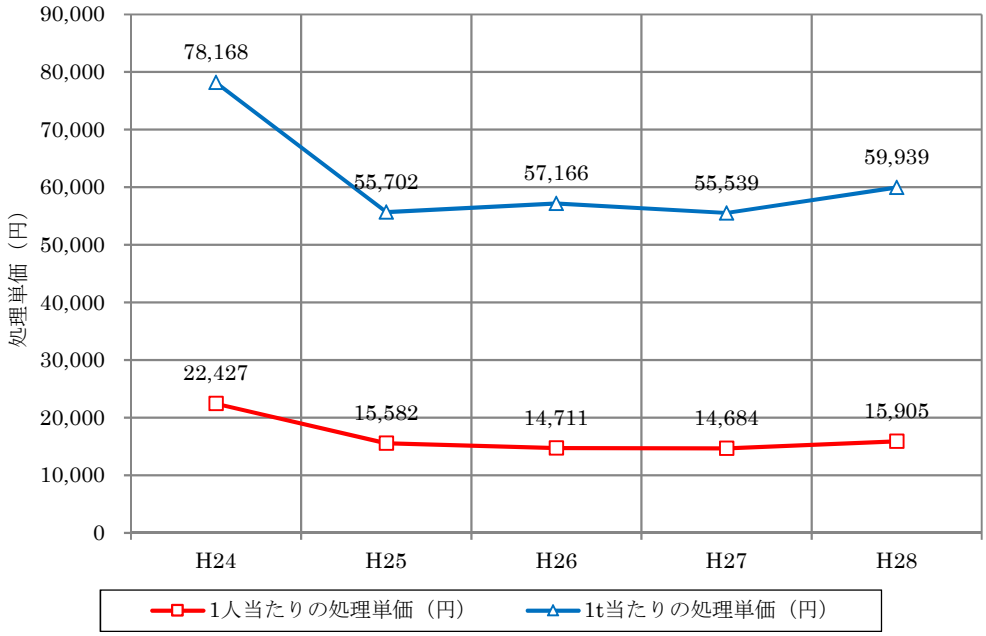

図 2.2.3.18　最終処分場に係る経費による処理単価

(2) 燃やせるごみの処理

現状では、エネクリーンで燃やせるごみを焼却処理しており、本町から排出されたごみを特定できないが、ごみ組成の乾ベース（平成29年度の平均比率）で『紙類 約47%』、『布類 約10%』が含まれている。

これらの中には、古紙リサイクルや衣類くずのリサイクル（ウエスなど）にすることができるごみが含まれているものと想定される。

これらの処理は、中継施設であるリサイクリーンの『可燃ごみ中継施設』で分別することは難しい（手選別作業体制の確立など）が、各家庭でできるリサイクル作業であることから、リサイクルの推進に係る啓蒙啓発及び、焼却施設への負荷（焼却処理費の微増）等を、広く町民に周知していくことが必要である。

表 2.2.3.49　ごみ組成分析比率（乾ベース）

（単位：%）

分析項目	H29.5.8	H29.8.3	H29.11.2	H30.2.1	平均
紙	51.84	52.18	41.85	40.94	46.70
布	11.66	11.76	14.67	3.82	10.48
ﾋﾞﾆｰﾙ・ｺﾞﾑ・合成樹脂・皮革類	28.10	21.24	25.11	38.04	28.12
木・竹・わら類	5.62	9.34	13.36	1.53	7.46
厨 芥 類	1.88	4.12	2.73	9.72	4.61
不燃物類	0.13	1.18	1.09	5.35	1.94
そ の 他	0.77	0.18	1.20	0.60	0.69

資料：「平成29年度　広域連合の概要」（中・北空知廃棄物処理広域連合）

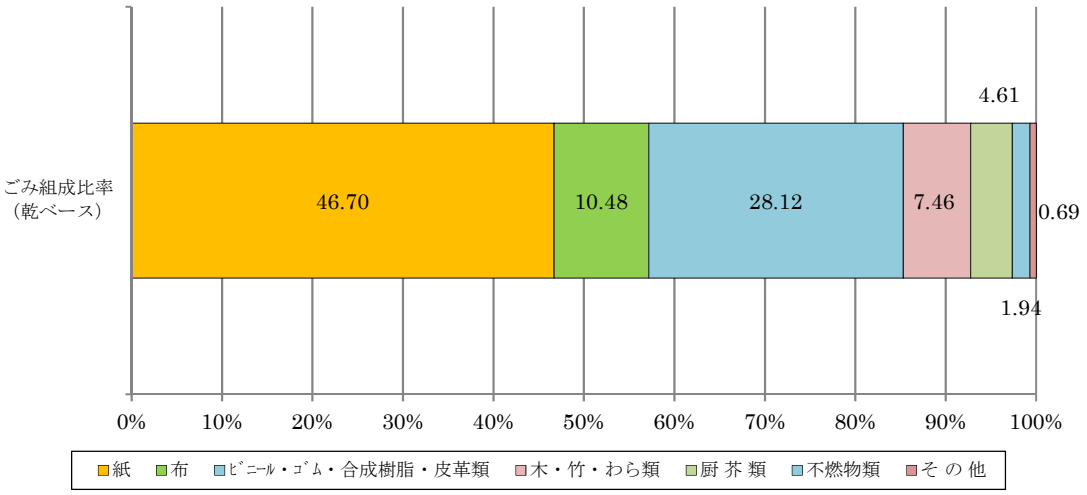

図 2.2.3.19　ごみ組成分析比率（乾ベース）

第 4 節　ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの発生及び排出抑制のための方策として、廃棄物行政における町民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割と各主体間の協働及び連携により、目標とする循環型社会形成を目指していくものとする。

また、排出者責任に基づく取り組みだけでは根本的な解決が難しいことから、生産者による拡大生産者責任の遂行の強化に努める。

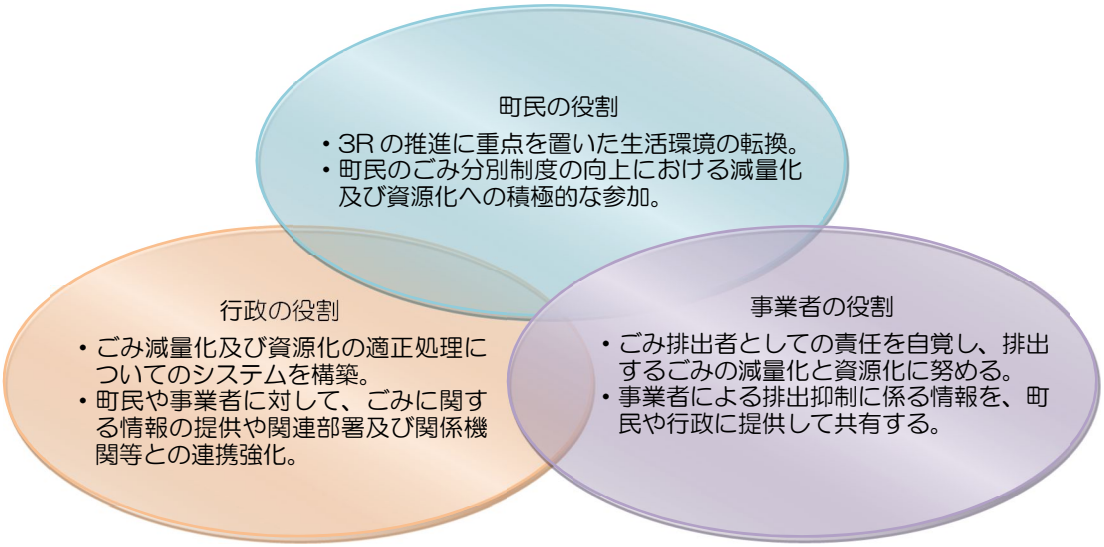

図 2.2.4.1　三者による役割分担

4.1　町民の役割

①家庭や地域において、3R 活動に対する理解を深めるとともに、自発的な研修会や学習会などの実施に努める。

②買い物袋の持参、不必要な梱包の自粛、リターナブル容器(*1)の利用、使い捨て商品の使用削減に努める。

③家庭から分別の徹底を図り、資源物を回収拠点などへ積極的に排出する。

④容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努める。

⑤町民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などの不用品受け渡しは、ごみの減量化に有効であるとともに、地域コミュニティの醸成にも役立つものであることから積極的な実施に努める。

(*1) リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器

4.2　事業者の役割

①事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業所内で排出抑制に努めるほか、再生利用で循環させるよう努める。

②発生源における排出抑制については、原材料の選択や製造工程を工夫するなど、事業者自ら排出するごみの抑制に努める。

③過剰包装の抑制については、製造・加工・販売などに際し、その他製品や容器などがごみとなった場合の排出抑制や、適正な循環的利用及び処分の円滑な実施ができるよう努める。

また、容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造、販売に努める。

④廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。

⑤販売事業者は、拠点回収店としての役割を意識し、白色トレイなどの事業者が再資源化を図ることが効率的なものについては、自主回収ルートを確立するよう努める。

⑥ごみ処理方法の改善や循環型社会の形成に関わる情報を町民や行政に提供し、情報の共有化に努める。

4.3　行政の役割

①本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、行政、町民、事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努める。

②町民及び事業者に対して、ごみの減量化、再生利用、ごみの適正な分別に関する啓発や情報提供を引き続き行う。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会において、書籍の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に努める。

③町民や事業者の環境問題に取り組む場所を提供し、人材派遣や情報及び資料の提供などを行い、支援や教育の促進に努める。

④マイバッグ運動(*1)などの 3R 運動の普及・啓発と、町民、事業者が 3R を実践しやすい仕組みの構築に努める。また、事業者に対して店頭回収の協力を要請する。

⑤町民や事業者が、リサイクル関連法(*2)の規制を正しく理解し、運用できるよう普及・啓発に努める。

(*1)マイバッグ運動

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを使用しようという運動。一人ひとりが実行できる、最も身近な環境保護運動の一つであると言える。いわゆるレジ袋に対し、買い物客が持参するマイバッグは「エコバッグ」とも呼ばれる。

(*2)リサイクル関連法

リサイクル関連法には、「容器包装リサイクル法（H12.4 完全施行）」・「家電リサイクル法（H13.4 完全施行）」・「食品リサイクル法（H13.5 施行）」・「建設リサイクル法（H14.5 施行）」・「自動車リサイクル法（H17.1 完全施行）」・「グリーン購入法（H13.4 施行）」などがある。

第 5 節　環境方針に基づく今後の取り組み

循環型社会形成への転換をより推進していくためには、適正な循環的利用の徹底を図り、さらに循環利用が行われていない物の適正な処理・処分について促進する必要がある。

また、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者自らが製品の製造過程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造とする。その他、残渣物の発生量が少ない製造技術の開発等を一層推進するとともに、多様な性状を有し多種類の化学物質を含む廃棄物を、適正に再生及び処分するための処理技術の開発等を推進することが重要である。

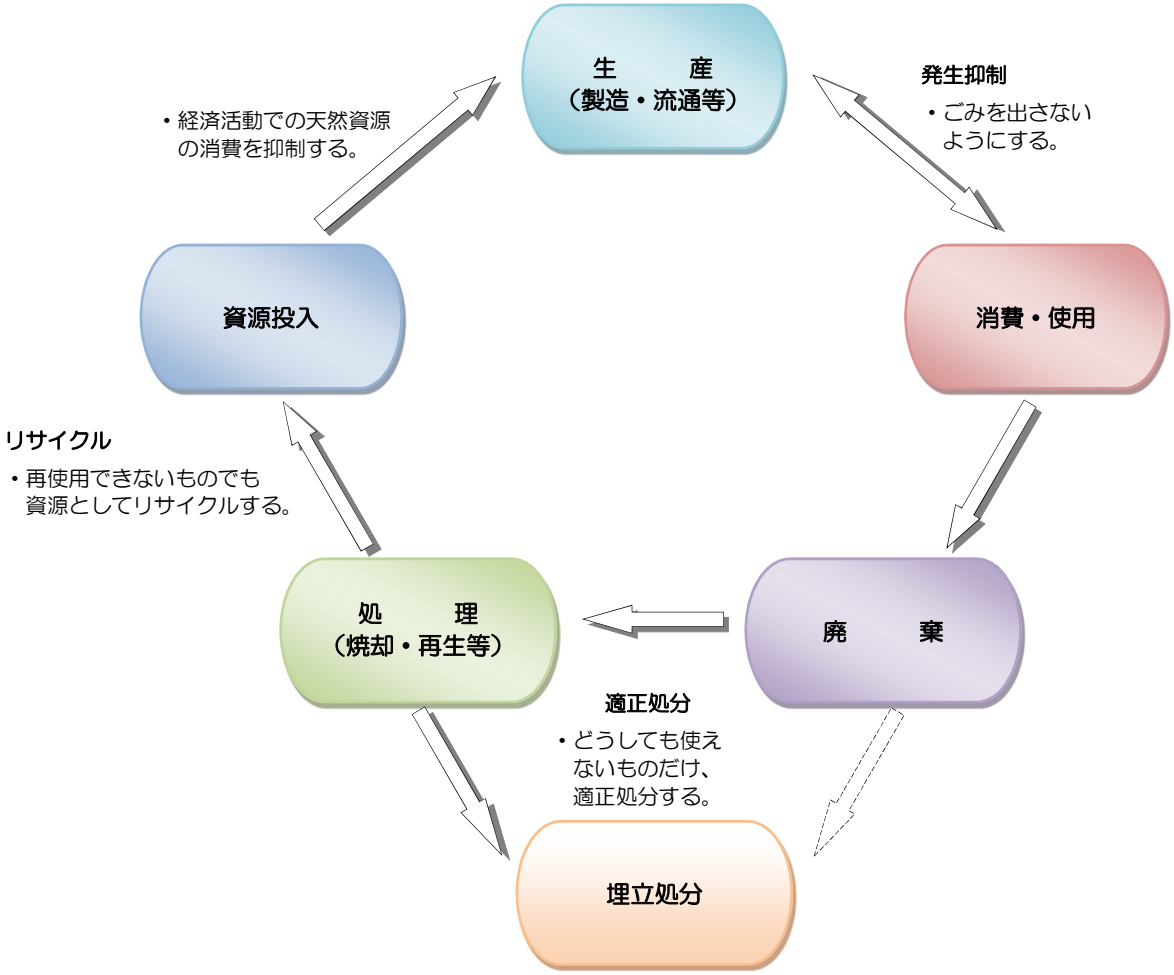

図 2.2.5.1　循環型社会形成図

5.1　排出抑制（リデュース）の推進

(1) 町民の取り組み

食べ物を残して生ごみとしないようにすることや､使用できる日用品や電気製品及び家具製造品をごみとして排出しないようにすることで、ごみの排出量が軽減できる。

(2) 事業者の取り組み

それぞれの事業活動において、ごみを外に出さない方法を検討・実践し、ごみの排出を抑制した事業所内処理を行う。

(3) 行政の取り組み

情報提供を行うとともに適切な指導と処理技術の方法を提示するなど､町民や事業者に対し、協働体制を維持しながら積極的な支援を行う。

ごみの減量に向けた施策

◆買　い　物

マイバッグの持参、再生品及びリサイクル商品の選定、過剰包装の抑制

◆家 庭 生 活

詰め替え商品の使用、調理法を工夫し生ごみを軽減

◆使用済みの物

フリーマーケットへの参加、集団回収及び拠点回収の積極的利用

◆排 出 対 策

生ごみの水きり、適正な分別強化

5.2　再使用（リユース）の推進

(1) 町民の取り組み

フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、再使用できるものを購入したり、不用品を出品し、繰り返し使用することを心掛ける。

(2) 事業者の取り組み

事業活動において、使い捨て商品を避け、再利用できる商品を極力利用することで、繰り返し使用するというシステムを構築する。

(3) 行政の取り組み

リターナブル容器の再使用を徹底するためのシステム構築を検討し、リターナブル容器の優れたところや利用の必要性などを、環境負荷の低減やごみの減量化などの視点から幅広く理解を求める。

再使用への施策

◆フリーマーケットへの参加

フリーマーケットによる再使用、インターネット情報による開催会場の周知

◆リサイクルショップの活用

不要になった物を必要とする人が再活用

◆商品購入時の見直し

長く使える商品を使用、再使用できる商品の購入、修理可能な商品を選定

5.3　再資源化（リサイクル）の推進

(1) 町民の取り組み

空き缶及び容器包装紙パックなどを資源として、再び使用できる物は徹底した分別を行い、資源物として回収業者に提供する。

(2) 事業者の取り組み

それぞれの事業活動によって、資源として再び利用できるものは徹底した分別を行い、資源物として回収業者に提供する。また、資源の徹底した分別や行政の資源回収に対して自ら努力する。

(3) 行政の取り組み

資源物の分別収集及び集団資源回収、並びに拠点回収を継続・強化していく。

また、町民や事業者が分別して出しやすい仕組みを検討し実践していく。

さらに、情報提供などを行うことにより町民や事業者を支援し、積極的にリサイクルが行えるような社会づくりをする。

リサイクルの施策

◆資源化の徹底

資源の分別を徹底、事業系ごみの分別義務化、剪定枝などの資源化

◆資源物の拠点回収の強化

資源物回収拠点の拡充、リサイクル推進店認定制度の推進、容器包装資源化の独自ルートの検討

第 6 節　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本町は、ごみの減量や資源化について町民、事業者、行政が一体となって取り組んでいるところであり、循環型社会形成推進基本法の理念である「排出抑制・再使用・再資源化」の 3R を推進する。

生ごみは中空知衛生施設組合のメタン発酵処理施設（3 市 2 町共同処理施設）の供用開始に合わせ、広域化による処理を行っている。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第 8 条(*1)に基づいて、容器包装の分別収集を行っている。更には紙パック・紙類・ビン類・金属などの集団資源回収を行っている。

(*1)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　第 8 条関係

平成 7 年 6 月 16 日　法律第 112 号

改正　平成 18 年 6 月 15 日　法律第 76 号

第 5 章　分別収集

（市町村分別収集計画）

第 8 条

市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（「市町村分別収集計画」）を定めなければならない。

＊．本町においては、「ごみの分別ガイド」を町のホームページ上に公開することで、ごみの分別収集に係る事項の周知を行っている。

6.1　分別収集

(1) 家庭系及び事業系

家庭系ごみは、分別収集及び直接搬入に区分され、この体制は今後も維持していくが、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じてごみの分別区分などの見直しを検討していく。

また、事業系ごみについては、収集許可業者による搬入及び直接搬入とし、排出される分別区分は現状で（特定品目を除き）家庭ごみと同様である。

表 2.2.6.1　分別収集区分（家庭系・事業系）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>種　　類</th><th>収集・運搬体制</th><th>処理施設名</th><th>受入先</th></tr>
<tr><td rowspan="6">家庭系</td><td rowspan="6">・収集
・直接搬入</td><td>生ごみ</td><td rowspan="6">（収集）
町による定期回収
（直接）
直接組合に持ち込み</td><td>高速メタン
発酵処理施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>運搬中継施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td rowspan="4">資源リサイクル
プラザ</td><td rowspan="4">中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td></tr>
<tr><td>資源ごみ</td></tr>
<tr><td>特定品目</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業系</td><td rowspan="5">・収集許可
・直接搬入</td><td>生ごみ</td><td rowspan="5">（収集許可）
許可業者による回収
（直接）
直接組合に持ち込み</td><td>高速メタン
発酵処理施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>運搬中継施設</td><td>中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td rowspan="3">資源リサイクル
プラザ</td><td rowspan="3">中空知衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td></tr>
<tr><td>資源ごみ</td></tr>
</table>

(2) 資源回収

本町では、既に古紙の回収が行われているが、埋立ごみの中には、一部資源として再利用できる古紙類などが混在している場合があり、今後は更なる分別収集について取り組んでいく。

表 2.2.6.2　分別収集区分（資源物）

資源物の種類		分別区分	収集・運搬体制	受　入　先
金属	アルミ製容器	缶　類	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 中空知衛生施設組合
	スチール製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん類	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 民間業者 中空知衛生施設組合
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 民間業者
	段ボール	段ボール	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 民間業者 中空知衛生施設組合
	その他の紙製の容器包装	雑がみ	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 民間業者
	古紙類	新　聞 チラシ 雑　誌	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収 町民団体による集団回収	町 中空知衛生施設組合
	その他のプラスチック製の容器包装	燃やせるごみ	町による定期回収	町 中空知衛生施設組合
－	古　着	メリヤス地 メン地 タオル地 ネル地 その他	町による拠点回収	民間業者
－	小型家電	小型の家電製品	町による拠点回収	民間業者
－	天ぷら油	天ぷら油 (植物油)	町による拠点回収	民間業者

第 7 節　ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状に対して区分毎にごみ排出量を算出し、処理方法を具体的に定め、適正な処理方法を確立する。

また、処理方法については、

① 収集・運搬計画

② 中間処理計画

③ 再生利用計画

④ 最終処分計画

について、それぞれ定める。

7.1　収集・運搬計画

廃棄物の収集・運搬については、周辺環境の配慮から衛生・安全・快適な維持管理体制などを保持することに努める。

また、廃棄物全般に渡って循環型社会形成を構築させていくために、一層の 3R 推進に対応できる分別区分とそれに応じた収集・運搬計画の体制づくりを推進していく。

(1) 家庭ごみ

① 収集・運搬の処理主体

処理主体は新十津川町とする。

また、収集・運搬については、民間業者に委託する。

② 収集対象の区域

収集区域は、行政区域全域とする。

③ 収集・運搬の方法

本町は、平成 15 年度から 3 市 2 町の広域化による共同処理を行っており、分別区分の見直しについて現段階での検討は行わない。

【分別区分】

分別区分とその対象品目は、以下のように計画している。

表 2.2.7.1　計画分別の主な区分

区　分		対　象　品　目
生ごみ		カニやエビの殻、卵の殻、乾燥麺・乾物、果物の皮や芯、ペットのフン、茶やコーヒーの粉、薄い透明のポリ袋などに小分けに入れた生ごみ、三角コーナーのネット、食べ残し、生花・生草、野菜などの調理くず、骨（直径 3cm 未満）
燃やせるごみ		枯れ草・枯れた花、発泡スチロール・トレイ、ビデオテープ・カセットテープ、木の枝、保冷剤・冷却シート、貝殻、くつ・かばん、板切れ・割りばし、紙くず、衣類、食用油（固形化または紙や布に染み込ませる）、菓子の袋
燃やせないごみ		茶碗・花びん、ガラスコップ・板ガラス、なべ・やかん、アルミホイル・アルミカップ、かさ、菓子類の角缶、鉄アレイ・工具類、乳白色のびん・大きなびん、小型家電製品（役場にて無料処分可）、50cm 以下の電気コード・AC アダプタ、缶詰類のフタ・飲料の金属製のフタ、包丁・金属製のフタ
粗大ごみ		タンス、整理ダンス、ベッドやベッド用マットレス、3 人掛けソファ、ジュータン（20kg 未満のもの）、テレビ台、布団、自転車、剪定した枝
資源ごみ	びん類	飲料、食品、調味料、栄養ドリンク、薬のびん、一升びんなど（油のびんは、燃やせないごみ）
	缶類（アルミ缶・スチール缶）	ビール缶、ジュース缶、粉ミルク缶、缶詰、ペットフード缶など（油の缶・缶詰のフタは、燃やせないごみ）
	ペットボトル	ジュース、しょう油、焼酎などのペットボトル
	古紙類	新聞紙類、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック （上記 4 種以外は資源物として回収に出せる）
特定品目（有害なごみ・危険なごみ）		①電池類（アルカリ、マンガン、リチウム、ボタン、充電池、電気製品のバッテリー）　※車のバッテリーは不可 ②水銀体温計、水銀血圧計　※電子式のものは小型家電に出す ③蛍光管（割れたものも一緒に出す） ④ライター（使い切ってから） ⑤スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ（使い切った上で、穴を開ける）　※穴開けの作業は、必ず屋外で行う）

④　収集方式

現在の収集方式により、現段階での見直しは行わない。

⑤ 収集体制

ごみの収集は委託で行っており、下表に示す計画収集を実施している。

表 2.2.7.2　収集体制

<table>
<tr><th colspan="2">ごみの種類</th><th>収集回数</th><th>費　　用</th><th>収集方式</th></tr>
<tr><td>生ごみ</td><td>食べ残し、ペットのフン、コーヒーの粉、三角コーナーのネット、生花・生草、調理くず　等</td><td>週 2 回
（農村地区は週 1 回）</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td><td rowspan="4">戸別収集</td></tr>
<tr><td>燃やせるごみ</td><td>枯れた草花、発泡スチロール、カセットテープ、木の枝、保冷剤、貝殻、革製品、木くず、紙くず、衣類、食用油（固形化または紙や布に染み込ませる）　等</td><td>週 1 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td>茶碗、ガラス、なべ、アルミホイル、かさ、菓子類の角缶、工具類、乳白色のびん・大きなびん、50cm 以下の電気コード、缶詰類・飲料のフタ、包丁　等</td><td>月 1 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>タンス、ベッドやベッド用マットレス、3 人掛けソファ、テレビ台、布団、自転車、剪定した枝　等</td><td>月 1 回</td><td>有　　料
(指定ごみ袋)</td></tr>
<tr><td>資源ごみ</td><td>びん類、缶類、ペットボトル、古紙</td><td rowspan="2">週 1 回
（農村地区は月 2 回）</td><td rowspan="2">無　　料</td><td rowspan="2">資源ごみステーション</td></tr>
<tr><td>危険・有害ごみ</td><td>電池類、水銀体温計・水銀血圧計、蛍光管、ライター、スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ</td></tr>
</table>

(2) 事業系ごみ

① 受け入れ方針

事業活動によって排出される事業系一般廃棄物は、排出業者責任に基づき事業者自らの責任において適正処理することを原則とする。

本計画では、事業者が本町に対して協力するものとし、本町の処理において町民の日常生活から排出される家庭系一般廃棄物の処理に支障を来たす場合は、その処理などについて事業者に協力を求めていく。また、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者については、運搬すべき場所や方法などについて具体的に指示していく。

なお、事業系一般廃棄物の排出に際し、発生抑制・排出抑制・資源化などの推進を図るため、事業者に対して徹底した分別を指導していく。

② 受け入れ方法

分別基準は、原則として町民の日常生活から排出される家庭系一般廃棄物と同様とする。ただし、事業系一般廃棄物の中では燃やせるごみの割合が多いことから、紙類の分別及びリサイクルする方法について、事業者との相互協力を進めていく。

(3) 収集運搬業者及び一般廃棄物収集運搬業の許可

本町における一般廃棄物の収集運搬に係る業の許可については、家庭及び事業所などから排出される一般廃棄物の収集運搬に係る業の許可と、その他の一般廃棄物のうち道路維持作業などで発生した剪定枝などについての収集運搬に係る限定的な業の許可との 2 通りに大別される。

本計画における収集運搬業者及び一般廃棄物収集運搬業の許可については、計画期間における一般廃棄物の排出量の推計から、収集運搬体制については充足している状況であり、今後も安定的な状況で推移していくよう、当面は現行の体制を維持していくものとする。

なお、今後は社会・経済情勢などの変化を勘案し、将来において分別収集の細分化や拡大・収集需要など、現行の収集体制に比して負荷が生じた場合には、事業者の参入や収集体制の新たな枠組みの構築などについて検討していくこととする。

7.2　中間処理計画

ごみとして排出される前に 3R によるごみの減量及び資源化を推進し、それでもなお排出されるごみに対しては、エネルギー回収や資源化可能物の回収を進め、最終処分場への負担をできるだけ軽減する。

(1) 中間処理方法

①　生ごみ

本町では生ごみについて、中空知衛生施設組合（3 市 2 町）による高速メタン発酵処理を広域共同で行っており、今後も処理対象ごみの性状及び分別区分に配慮した処理を行っていく。

②　燃やせるごみ

本町では、中空知衛生施設組合の中継施設に集積される燃やせるごみと、『生ごみ、燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目、資源ごみの選別による可燃物』を中・北空知廃棄物処理広域連合（5 市 9 町）のエネクリーンで、平成 25 年 4 月から焼却処理を行っている。この広域共同処理については、今後も継続するものであるが、焼却されているごみに含まれる紙類や布類について、排出者における分別や資源への意識向上を図っていく。

(2) 中間処理量

高速メタン発酵処理施設、エネクリーンで受け入れるごみは、現状の分別区分ごとに計画排出量が設定される。

7.3　再生利用計画

再使用及び再資源化によるごみの減量化を進めるため、今後も資源物の処理方法について継続的に検討を進めていく計画とする。

(1) 資源化の処理方法

本町では、処理対象ごみを分別区分毎にリサイクリーンへ搬入しており、資源化対象物は大別して缶・ペットボトル・プラスチック製の容器包装・びん・古紙等を処理している。

(2) 集団回収及び拠点回収

定期回収された資源対象物については、資源として再生利用を推進しているとともに、直接回収しない拠点回収及び行政区・子ども会による集団回収についても、適正かつ積極的に行っているところである。

7.4　最終処分場計画

最終処分場は、一般廃棄物処理の最終処理段階であることから、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進めるにあたって重要な施設である。そのため 3R の推進により最終処分量を削減し、適正に埋立処分することが施設の安定化と延命化につながると考えられ、今後も現在の処理・処分体制を継続する計画とする。

(1) 最終処分の方法

本町が所有する一般廃棄物処分場への埋立処分は、り災家屋等の部材など、リサイクリーンで受け入れることができないごみや、リサイクリーンでの処理後に発生した、燃やせないごみ・粗大ごみなどの残渣物が大部分を占めている。

7.5　適正処理困難物等

適正処理困難物には、家庭系や事業系から排出される様々な廃棄物があり、大きすぎて運搬や破砕が難しいものがある。また、処分の過程で引火や感染、有害物質の発生などの危険が伴うものがある。こうした廃棄物は、現在、本町が持つ処理技術や設備では適正に処理を行うことが困難であるため、特定指定民間業者への委託による処理方法を取っている。

表 2.2.7.3　適正処理困難物一覧表

区　　分	品　　目	処　　理　　先
収集できない廃棄物	・一般廃棄物の事業系廃棄物 ・一般廃棄物以外のすべて	自己運搬若しくは収集運搬許可業者
処理できない廃棄物	産業廃棄物、特定家庭用機器、廃タイヤ、バッテリー、消火器、LP ガスボンベ、オートバイ、ピアノ、農機具、医療系廃棄物、有害性・爆発性・引火性その他危険性のあるもの（塗料、灯油、ガソリン、火薬など）	販売店・拠点回収及び処理業者

第 8 節　その他ごみの処理に関し必要な事項

8.1　災害廃棄物に関する事項

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、大規模災害時において関係者が担うべき役割や責務を明確化するとともに、大規模災害時に備えた地域ブロックでの行動計画や国として行うべき事項について整理を行い、平成 27 年 11 月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定している。

これに対応して、新十津川町では「新十津川町地域防災計画」で災害廃棄物に対する考えを整理している（以下、「8.1.1」に示す）。また、北海道においては、平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しており、より具体的な処理の方策を計画している。

今後は、本町においても北海道の計画と同様に、より具体的な計画の策定に向けた検討が必要になると考える。

8.1.1　新十津川町地域防災計画

本町では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、住民の生命、身体および財産を災害などから守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画である「新十津川町地域防災計画（新十津川町防災会議作成　平成 30 年 2 月改正）」を策定している。

新十津川町地域防災計画は「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「資料編」によって構成されており、本町の対策はもとより、住民の役割、また、北海道、警察、自衛隊などの防災関係機関や、電気・ガス・電話などのライフライン、さらに他の自治体との連携や協力によって、災害に強いまちづくりをすすめ、自助・共助・公助による防災体制の確立を目指すことを目的としているが、これらのうち廃棄物処理に係る部分を以下に抜粋して記載する。

第 31 節 廃棄物処理等計画（一般災害対策編第 5 章　p170,171）

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、この計画の定めるところによる。

第 1　実施責任

1　　町（中空知衛生施設組合）は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町（中空知衛生施設組合）のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。

2　被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、または所有者が処理することが困難なときには町が実施するものとする。

第2　廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1　廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) ごみ処理

ア 収集

（ア）委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動または民間企業からの車両借り上げにより実施する。

（イ）収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

（ア）処理処分は災害の状況により埋め立てまたは一時貯蔵し、後日、処理場にて処理または焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

（ア）被災家庭から排出される畳、障子、家具類、家電製品、寝具、衣類、本類、植木類、倒壊家屋や商店等から排出される食糧品、紙類、ガラス、陶器類、電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

（イ）仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、または水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難場所、屋外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合または運搬することが困難な場合は、滝川保健所の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1) 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずる。

(3) 前（1）及び（2）において埋却する場合にあっては1m以上覆土する。

第19節 廃棄物等処理計画（地震災害対策編第3章 p30）

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、一般災害対策編第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用する。

8.1.2　北海道災害廃棄物処理計画

災害復旧の際には、粗大ごみや生活ごみなど、多くの廃棄物が一時に発生して順次排出されるほか、災害時はごみ処理施設の被害も想定されることから、広域的な協力及び支援が必要になる。また、被災家屋の処理などが行われ、多量のがれき類が長期に渡り発生する場合もあることから、仮置き場を含む処理体制の構築が必要となる。

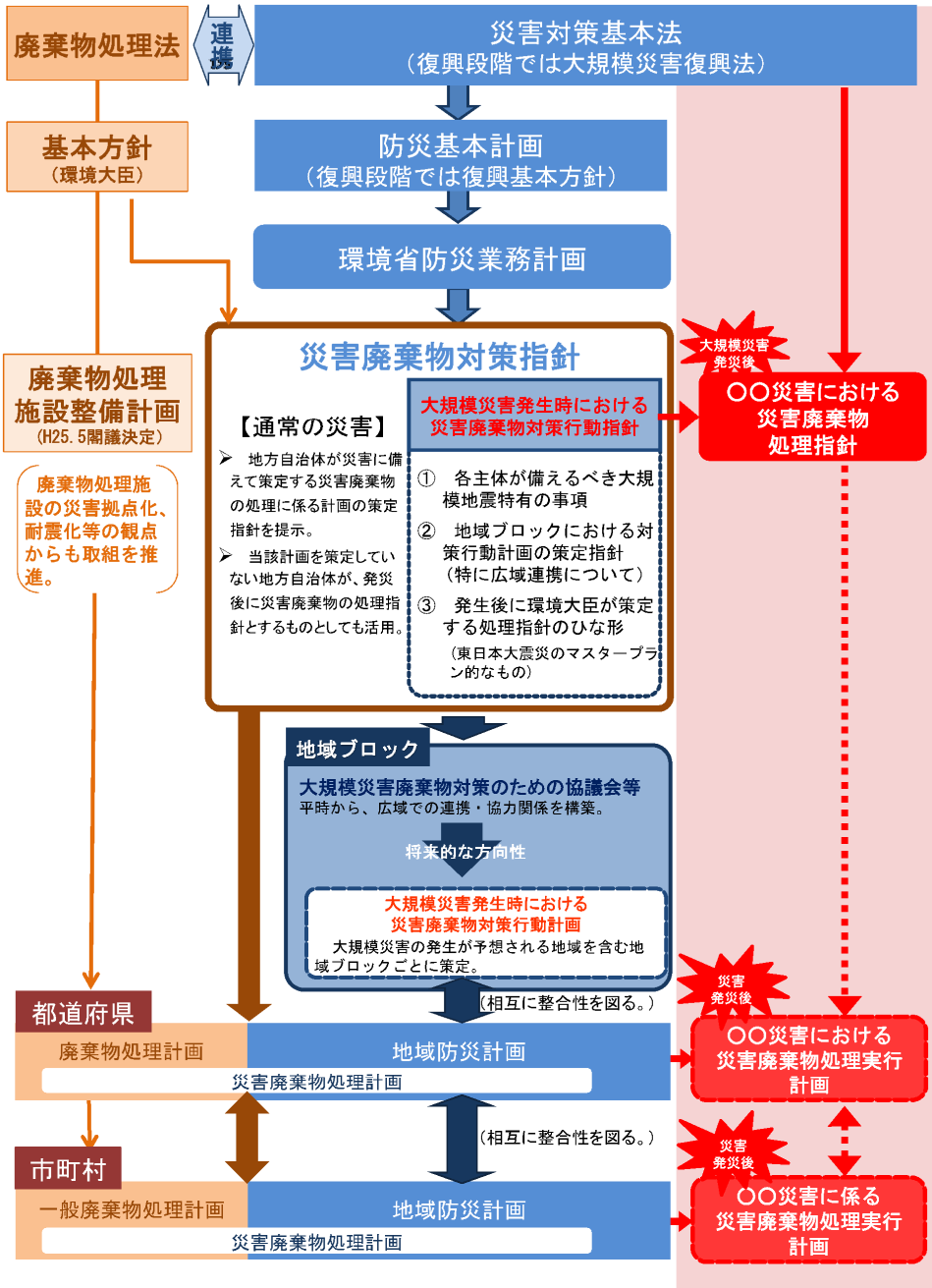

図 2.2.8.1　災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

(1) 災害廃棄物の処理

災害などで発生した廃棄物を、適正処理するために必要な人員や予防設備等は、状況に応じて国や北海道及び組合関係市町などと連携を図る。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

災害時における応急体制の確保を目的に、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、し尿処理及び避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理・処分計画(災害廃棄物処理計画)の検討を進める。

〈災害廃棄物処理計画とは〉

北海道災害廃棄物処理計画に示される基本的事項を以下に整理する。

a. 基本的事項

イ　計画の目的

本計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の迅速かつ適正な処理を推進するため、発災時に道が対応すべき事項や、被災した市町村が、災害廃棄物を処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめている。

ロ　計画の位置付け

本計画は、環境省が作成した「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定)」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月)」に基づき、北海道地方環境事務所が策定した「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第 1 版）（平成 29 年 3 月。以下「ブロック計画」という。)」を踏まえて、本道において大規模災害が発生した際に、市町村に対する災害廃棄物処理に係る技術的助言や広域処理の調整及び道全体の処理に係る進行を管理するため作成するものであり、道や市町村の役割や行うべき処理の方策等について定めるものである。

ハ　対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害その他の災害とする。

二　対象とする業務と災害廃棄物

本計画の対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や作業の一貫性・迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含むものとする。

また、対象とする廃棄物は、地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を対象とする。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物については、本計画の対象とはしていない。

表 2.2.8.1　対象とする災害廃棄物の一覧

区　　分	種　　類	内　　容
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ使用機器、感染性廃棄物、化学物質、ＣＣＡ・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	廃家電製品等	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	その他の適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿

ホ　役割分担（市町村部分のみ抜粋）

2　市町村の役割

災害廃棄物はそのほとんどが一般廃棄物と考えられることから、災害廃棄物の処理は基本的に市町村が行う。

発災後は、災害廃棄物の処理はもとより、平常時と同様に生活ごみの回収・処理を行うのと並行して、避難所ごみの回収・処理を迅速に開始するほか、仮設トイレの設置とし尿の回収・処理を行い、被災地域の衛生確保を図る。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正かつ円滑、迅速な処理を行うとともに、可能な限り再生利用に努めて減量化を図る。

被災状況を踏まえて、道及び事業者等に対する支援要請を検討する。

(3) 災害廃棄物に対する対策の推進

表 2.2.8.2　三者による取り組み

役割分担	内　　容
町　民	災害廃棄物の発生に関する情報を行政に提供するとともに、回収や適正処理に協力する。
事業者	災害廃棄物の発生に関する情報を行政に提供するとともに、回収や適正処理に協力する。
行　政	災害廃棄物のごみについては、交付金制度の拡充を国及び北海道に働きかけ、その制度などを利用し適正処理に努める。

(4) 災害時における廃棄物処理などの特性

表 2.2.8.3　災害時の特性

状　　況	震　災　時
ごみの排出	順次、多量に排出
分別の排出	比較的分別可能
ごみの収集	順次収集
廃棄物処理施設	稼働停止により、処理体制に支障が発生
解体家屋の処理	大量に発生するため、長期的処理
ごみ処理	中間処理及び再資源化の徹底を図り、埋め立ての減量
仮設トイレ	避難者が多く、多数設置が必要
し尿の収集	長期間の仮設トイレ設置

8.2　不適正処理及び不法投棄対策

(1) 不適正処理

廃棄物処理法第 18 条（報告の徴収）及び 19 条（立入検査）に基づき、廃棄物が適正処理されていない疑いがある場合、行政は事実関係を確認するために報告聴取や立入検査を行う権限が与えられているため、速やかに不適正処理の確認について着手する。

（不適正処理対策）

- 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策強化
- 廃棄物処理施設の維持管理対策強化
- 廃棄物処理業の優良化の推進など
- 排出抑制の徹底
- 適正な循環的利用の確保

(2) 不法投棄対策

不法投棄については、地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、担当職員によるパトロールの強化を実施するなど美化に努め、警告板などの設置を行い、不法投棄の防止を図り環境保全に努める。

また、不法投棄の対象とされる民有地については、土地の所有者・管理者へ防止対策の指導及び要請を行うとともに、町民による通報制度の整備についても検討を行うこととする。

（不法投棄未然防止対策事業の事例）

- 町安全・安心推進協会の青色パトロールによる監視
- 不法投棄 110 番の設置
- 関係機関による不法投棄情報の提供と連携
- 民間警備会社への監視業務の委託
- 不法投棄監視カメラの設置
- 不法投棄防止警告看板の設置
- 不法投棄防止週間の実施
- 広報・啓発活動